

◆ その他

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
1	令和3年4月	「明石市役所新庁舎建設基本設計(素案)」の回答について	広報あかしで「新庁舎建設」「工場の緑」への意見を募集とありますが、市ホームページの「明石市役所新庁舎建設基本設計(素案)」の回答掲載がまだ無い状態で新たに募集はどうなのでしょう。 「現在、いただいたご意見に対する市の考え方を作成しておりますので、取りまとめ次第、結果を公表いたします。」と現在なっていますがこちらの回答を見てからの意見が送れない他、このままだと質問や回答が2重になるかと思われます。 近日中に公開可能であれば公表をお願いします。	先に実施したパブリックコメントに対する市の考え方については現在作成中ですが、新庁舎整備に関して市民の皆様に幅広く意見をお聞きするため、広報あかし4月15日号においても意見募集したところです。 今回の意見募集につきましては、提出期限を定めていないため、先に行ったパブコメでの市の考え方の公表後に提出していただくことも可能です。 今後引き続き、適切に市民参画手続きを行いながらすすめていく予定ですので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。 なお、パブコメでの市の考え方については、6月4日に公表しています。	プロジェクト推進室 /078-918-5283
2	令和3年5月	あかし保健所の対応について	まず初めに入院の調整等、お世話になり大変感謝しております。 退院後、保険金請求に必要な書類の件で何度も保健所に連絡していましたが、「現在、感染者が増えて業務が遅れている」との事で、退院後1ヶ月以上待ちました。 そして先日保健所に連絡したところ4月上旬には病院に送付したと言われたため、病院側に問い合わせると病院で紛失することはないとのこと、再度保健所に伝えると「何かしらのトラブルで送付したはずの書類が届いてないと思われる。こちらで原因解明する予定です。」と言われました。 しかし、まさかその5分後担当者の方から電話で「私の机周りを探したところ、送付せずにおいてありました。申し訳ありません。」と言われました。 正直、5分で見つかる書類がなぜ今まで見つからず放置されてたのか信じられません。 しかも、発送記録がされているにも関わらず、送付漏れがあったということなら、事務手続きが適当すぎないでしょうか。 そして何より、今まで1ヶ月以上担当者の机の周りに放置されてたというのが本当ならば、個人情報の管理はどうなっているのですか。 送付すべき書類が1ヶ月以上放置されて、1人の職員の責任ですと、言われても納得いかないです。	この度は、書類送付の不備でご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。 4月からの第4波により本市におきましても感染症患者の方が急増しましたが、限られた人員で対応しているため、保健所として患者様の「命を救う」ことを最優先にせざるを得ない状況となり、事務の遅れが生じたことお詫び申し上げます。 お問い合わせの個人情報記載の書類の管理につきましては、「明石市情報セキュリティ対策基準」に基づき当課でも細心の注意を払い取扱っております。 しかし、この度は担当者の机周辺の管理文書保管場所に、送付すべき書類が1通紛れ、未送付のまま認識できなくなっておりました。このため、さらに文書送付が遅れましたこと、重ねてお詫び申し上げます。 現在、事務手続き担当も増員し、同じような事態を防ぐべく、複数名でチェックができる体制を整備しております。今後は滞りなく事務手続きが進みますよう努めてまいります。	あかし保健所保健予防課 /078-918-5421
3	令和3年5月	支援対象外のひとり親世帯について	ひとり親世帯に支給される「児童扶養手当」や「ひとり親世帯臨時特別給付金」等について広報されますが、収入によっては該当せず、支給を受けていない世帯もあります。わたしもその世帯主の一人です。 しかし、広報により、給付金を受給していると親族や友人らから思われていることが不快です。実際の暮らしは、一人で責任を負っており、プレッシャーもあり、家事や育児への特別な支援もなく実に孤独です。 そんな中でも自立して頑張っている世帯があること、支給が全ひとり親世帯ではないこともきちんと広報してください。 不正に受給している家庭もあります。調査、通報制度などを設けてください。	ご指摘いただきました「児童扶養手当」や「ひとり親世帯臨時特別給付金」につきましては、所得制限があり、ひとり親の中でも収入的に厳しい状況にある世帯が対象であることを、広報紙やホームページにおいてお知らせしているところですが、今後は対象となる世帯について、より一層分かりやすい広報となるよう検討してまいります。 また、児童扶養手当につきましては、不正受給がないか実際に現地調査も行っているところですが、もし、不正に受給していると疑われる方についての情報がありましたら児童福祉課(TEL078-918-5027)までご連絡下さい。 なお、生活の上で、お困りのことがありましたら、ひとり親家庭についての相談窓口等も設けておりますので、児童福祉課までご連絡いただければ幸いです。宜しく願いいたします。	子育て支援室児童福祉課 /078-918-5027

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
4	令和3年6月	障害者配慮条例について	<p>障害者配慮条例の改正について提案します。</p> <p>国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律を成立させています。</p> <p>市条例第5条(市民及び事業者の役割)は事業者が負うべき配慮する義務の規定がないので設ける。</p> <p>市条例第4条(市の責務)については市の責務としての人材の育成及び確保のための措置についての規定がないので設ける。</p> <p>市条例第4条(市の責務)第2号について、合理的配慮の提供のあり方についての調査及び研究のみ規定しているので改める。</p> <p>第5条中、「合理的配慮の提供支援」を「合理的配慮の提供」に改める。</p> <p>第10条中、「何人も」を「市民、事業者及び行政機関等は」に改める。</p> <p>インクルーシブ条例の検討内容の実質は、障害を理由とする差別を解消するための施策そのものです。この検討内容を受けた規定を障害者配慮条例の改正として結実させる。</p>	<p>このたびの障害者差別解消法の改正では、障害を理由とする差別の解消をより一層推進するため、これまで努力義務だった事業者による社会的障壁の除去にかかる必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されるとともに、国と地方公共団体の相互連携や差別相談に対応する人材育成、情報収集など、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を講じることとされています。</p> <p>今後も、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている法施行に向け、引き続き国の動向を注視してまいります。</p> <p>また、現在検討中であるインクルーシブ条例の内容も踏まえ、関係部署や関係機関、障害当事者等のご意見を伺いながら、多くの方が合理的配慮の提供に一層前向きに取り組むことができる環境づくりに取り組んでまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	生活支援室障害福祉課 /078-918-1344
5	令和3年9月	子ども、女性施策の財源について	<p>市政において、これまでの子ども・女性に対する施策については、度々メディアでも取り上げられ、人口増加に寄与していると感じております。</p> <p>それらの施策についての一覧と、かかる経費について、直近のものは予算ベース、その他は決算ベースで、歴年度分をお知らせください。</p> <p>何を財源としているのでしょうか。下水道基金など、老朽化で必ず必要となる基金を取り崩している場合、明石市は南海トラフ地震の影響を受けない蓋然性があると考えてのことなのか、何をもちってその根拠としているのかお知らせください。</p>	<p>子ども・女性に対する施策及びその財源につきまして、主な取組とその財源をとりまとめましたので、添付ファイルをご確認ください。なお、これらは数ある施策の一例となりますので、各事務事業のより詳細な内容につきましては、本市ホームページ等をご確認いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、本市に下水道基金は存在しません。事業を実施するにあたり必要となる財源につきましては、国・県からの補助金、地方債の発行、地方税や地方交付税等を主な原資とする一般財源等によって対応しております。</p> <p>よろしくご理解くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>子ども・女性に対する主な取組について(ファイルにリンク)</p>	財務室財務担当/078-918-5011
6	令和3年9月	西明石駅前募金・勧誘活動について	<p>西明石駅前募金・勧誘活動をされていることについて困っています。</p> <p>できれば駅付近での活動はやめていただくか、少なくとも声かけは、やめてもらいたいです。私が顔を背けたまま通行しようとしても執拗に声をかけられました。</p>	<p>西明石駅前の歩道部分における一時的な道路使用許可は、警察が管轄しております。そこで、今回の問合せ内容について、明石警察署へ情報提供し指導を依頼しました。</p> <p>明石警察署からは、道路使用許可の提出があることから、その申請代表者を呼び、過度な勧誘等を行わないように直接指導を行ったと報告がありました。</p> <p>今後、同様の行為を見かけた際は、明石警察署まで連絡していただくようお願いいたします。</p>	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
7	令和3年9月	PayPayのキャンペーンについて	<p>明石でもPayPayの最大20%戻ってくるキャンペーンをやってほしいです。</p> <p>開催すれば地元での消費に繋がって地元経済の活性化に良いのではと思います。ご検討よろしくお願いします。</p>	<p>コロナ禍において、キャッシュレス化を推進することは、感染対策として有効であると思われます。他市町で行われているPayPayキャンペーンでは、複数回実施することで商品拡大やキャッシュレス決済を推進する効果があると言われています。</p> <p>いただいたご意見を、今後の事業展開の参考にさせていただきます。</p>	産業振興室産業政策課 /078-918-5098

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
8	令和3年10月	市民図書館の床での昼寝放置について	10月5日、市民図書館の床での昼寝を放置していた。	「あかし市民図書館の床に図書館利用者が寝ているが、図書館職員がそれを放置している。」という趣旨の意見として、以下のとおり回答します。 あかし市民図書館を含む明石市立図書館では、床に寝ている状態の利用者を発見した場合は、体調の急変の可能性もあることから、職員による声掛けを行っております。また、状況に応じて、インカムで他の職員に状況を報告するなどして責任者に対応を引き継ぐこともあります。 なお、ご指摘の10月5日についても、床に寝転がった状態の利用者に対し、図書館職員から声掛けを行い、体調の確認等の対応を行ったと、図書館指定管理者から市に対し報告を受けております。また、同じ方が1日に複数回床に寝転がるケースも図書館で把握しており、その都度対応をしております。ご理解のほどよろしく申し上げます。	本のまち推進室/078-918-5209
9	令和3年10月	あかしSDGs推進計画等の構成等について(提案)	9月27日に開催された特別委員会を傍聴しました。 計画等については、様々な手続きや段階を経て今日に至っており、内容の見直しの余地は少ないと思います。しかし、第6次長期総合計画(9か年)は、独立した冊子として策定し、KPIを設定した主要施策を網羅した計画(3か年)は別冊として策定すべきです。 次のように構成等の変更を提案します。 (推進構想) (1)「(仮称)あかしSDGs推進計画」の名称を「(仮称)あかしSDGs推進構想」に変更 (2)「施策展開の5つの柱」の名称を「まちづくりの取組み」に変更 (3)「施策の方向」の名称を「まちづくりの取組み」に変更 (4)「あるべき姿」「まちづくりの方向性」「まちづくりの5つの目標」及び「まちづくりの取組み」の5つの内容で、「(仮称)あかしSDGs推進構想」を構成する (主要施策実施計画) (5)「(仮称)あかしSDGs推進前期戦略計画」の名称を「(仮称)あかしSDGs等主要施策3か年計画」に変更 (6)KPIの算出根拠となる数値が変動する要素は多岐多様であるので3か年後の想定が限度です。 (7)「(仮称)あかしSDGs等主要施策3か年計画」は「まちづくりの取組み」「明石創生総合戦略」及び「明石市SDGs未来都市計画」に掲げる主要施策を統合した内容とします。 (8)「明石創生総合戦略」は国の方針に合わせて随時修正していくこととなります。 (9)2022年度で計画期間が終了する「明石市SDGs未来都市計画」の変更についての明石市の方針が明らかになっていません。	現在策定中の次期総合計画等については、(仮称)あかしSDGs推進計画を第6次長期総合計画として、(仮称)あかしSDGs前期戦略計画を明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)として、別々に策定する予定です。計画の名称については、まだ、仮称の段階であり、今後、検討してまいります。 ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、社会経済情勢の変化は一段と早くなっていることから、(仮称)あかしSDGs推進計画については、市のまちづくりの基本理念を定める計画として、目指すまちの姿やまちづくりの方向性を、市民とともに共有するものとして策定していきたいと考えています。 一方、優先的に取り組む施策や各分野の主な施策については、社会経済情勢に応じて柔軟に対応するとともに、KPIの数値目標など進捗を計る指標は長期間での設定が難しいことから、(仮称)あかしSDGs前期戦略計画で定めることが望ましいと考えています。 また、(仮称)あかしSDGs前期戦略計画の計画期間については、2022年から2025年の4年間としていますが、明石市の総合戦略に位置付ける計画であるため、国の総合戦略の計画期間にあわせて、5年を目途にしています。両計画とも市民説明会、パブリックコメント等で市民のみなさまのご意見を伺いながら、策定を進めていきます。 なお、2022年度で計画期間が満了となる「明石市SDGs未来都市計画」については、(仮称)あかしSDGs推進計画を踏まえて、更新する予定ですので、来年度に方針等を決定いたします。 いただいたご意見・ご提案も参考にさせていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	SDGs推進室/078-918-5010

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
10	令和3年10月	明石市SDGs推進審議会の委員の氏名等の公表について	10月17日に開催された第3回明石市SDGs推進審議会を傍聴しました。同審議会には、多数の委員が出席していましたが、傍聴者に委員の名簿が配布されませんでした。 1 明石市SDGs推進審議会の委員の氏名等を公表することを提案します。 2 同審議会の開催予定を公表する場合には、傍聴者の公募とともに、審議会において審議する事項の概要及び委員に配布する資料を公表するように提案します。	あかしSDGs推進審議会の委員名簿については、2020年2月3日に開催した第1回あかしSDGs推進審議会の開催にあわせ、明石市のホームページで公表しているところです。 また、審議会の傍聴募集の際には、広報紙及び市のホームページに審議する事項の概要を掲載しており、審議会の会議録についても、会議終了後に市のホームページに掲載しています。 会議の開催に当たり、委員名簿の配布や会議資料を事前に公表するなど、より丁寧な情報提供を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	SDGs推進室/078-918-5010
11	令和3年11月	公民館の選挙投票日不法駐車	毎度の事ですが、選挙投票日になると投票に来る人の不法駐車が多く、自宅の前に車が置かれ出せない時が度々あります。その度、警察に通報していますが、市として対策はしていただけないでしょうか。駐車場が狭いのにスタッフがいつも乗りつけているので、投票に来る人がとめられないのが原因の一つだと思います。警備員やスタッフの駐車場への誘導が必要です。歩行者も路上駐車で危険な状態です。	市選挙管理委員会では、高齢者や障がい者など、様々な方が投票に行っていただけるよう、各投票区の中で地域に密着した公共的な施設を選択し投票所としております。 投票所には十分な駐車スペースがない場合もあり、非常に苦慮しているところです。次回選挙以後は、投票所入場券に「投票所周辺での自転車・自動車の駐車はご遠慮下さい」といった文言を記載するなど、注意喚起を更に行ってまいります。 なお、投票所の従事者につきましては、別の施設に駐車しており、投票所内敷地には駐車はしておりません。 投票所周辺の皆様にもご負担をおかけしていることをお詫び申し上げます。ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。	選挙管理委員会事務局/078-918-5062
12	令和3年11月	明石駅前(パピオスあかし)に設置されている階段のレインボーカラーのデコレーションについて	2021年の1月8日に明石市でパートナーシップ・ファミリーシップ制度が制定されたことを受け、一時的にレインボーフラッグが掲げられ、階段がレインボーカラーにデコレーションされていました。そして、現在その階段のデコレーションが再び設置されていると思います。 ぜひ、レインボーフラッグも階段のデコレーションも、一定の期間を置いて撤去してしまうのではなく、このままにしていだけませんでしょうか。 JR明石駅の目の前にあり、頻繁に人の目に入るアイコン的な施設であるからこそ、ひとびとにパートナーシップやLGBTQIA+フレンドリーについて知ってもらいきっかけにもなると思います。ご検討を、よろしく願いました。	明石市では2021年1月にパートナーシップ・ファミリーシップ制度を創設し、あわせて第1弾の明石にじいろキャンペーンを実施いたしました。その際、あかし市民広場に大きなレインボーフラッグを掲げ、階段をレインボーに装飾したことは、ご指摘の通りです。 現在、11月20日から12月27日まで第2弾キャンペーンを行っています。今年は、市民広場のクリスマスツリーがレインボー仕様になっています。一方、レインボーフラッグはイオンモール株式会社様のご協力を得て、大久保のイオン明石2番街、シーパーク内に設置しています。こちらは2022年1月まで掲示予定です。 パピオス明石の階段装飾については、今年度はキャンペーン後も残す想定で、耐久性のあるものになっています。明石駅前の新たなシンボルとして、市民のみならず親しんでいただけるよう「明石にじいろ階段」と名付け、階段手摺の東側壁面に6色のレインボーの意味を記したプレートを設置しました。明石駅前にお越しの際にはぜひ一度、ご覧ください。 本市では「ありのままがあたりまえのまち」の実現に向け、さらに取り組みを進めてまいります。今後ともご意見等ございましたら、お寄せいただけますと幸いです。	SDGs推進室/078-918-6056

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
13	令和3年12月	あかし健康プラン21(第3次の素案)について	素案の構成について、変更することを提案します。 この素案は計画の具体的な内容の前に、統計資料等が長々と記載されています。 計画の具体的な内容を知りたい市民には、わかりにくい構成です。 先ず、結論を述べて、その後、その結論に至った背景や原因、その結論を導くための取り組み等を記載するのが基本原則です。 また、具体的な内容に関わる統計等は、その具体的な内容を記述する個所に挿入すべきです。 市民公募手続(パブリックコメント)の実施前に、再構成することを薦めます。このプランは市民の実用書でなければなりません。	ご指摘いただきました当計画書(素案)の構成についてですが、こちらは国や県の健康増進計画等を参考に作成しており、本市の健康課題を示すデータを共有した上で、具体的な取組につながるような構成としております。 いただきましたご意見は、今後、パブリックコメントの結果も踏まえて検討いたします。 なお、健康づくりを推進する市民の実用書としまして、計画の概要版を作成する予定です。こちらにつきましては、目標や具体的取組を冒頭に示し、広く市民に配布したいと考えております。 引き続き、健康に関する情報についてより市民の方にわかりやすく発信するよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	あかし保健所健康推進課/078-918-5657
14	令和3年12月	行政サービスのメール伝達について	印鑑を必要としない書面の提出などでも、未だに窓口まで持参するように指示されます。 明石市のデジタル推進に関する考えをお聞かせください。	明石市では、市民サービスの向上等を図るため、現在、押印を原則廃止する取り組みを進めています。 手続きによっては、ご相談を受けたり、確認をさせていただくために窓口に来ていただく必要のあるものもございますが、今後、市民や事業者の利便性の一層の向上を図るために、可能なものから順次、電子申請の導入などに取り組んでいく予定です。	総務管理室情報管理課/078-918-5009
15	令和4年1月	明石市臨時特別給付金コールセンター専用ダイヤルについて	明石市臨時特別給付金について市民税課に電話したら、「明石市臨時特別給付金コールセンター専用ダイヤル」に電話してくださいと言われ、ナビダイヤルのコールセンター専用ダイヤルに電話したら、納税者の生活困窮者の相談は2/1からと言われました。2/1からとはホームページに記載なしでした。 ナビダイヤルは高額になり生活困窮者には負担です。他市は特別給付金の相談ダイヤルは078～の普通のダイヤルです。フリーダイヤルの市もあります。明石もフリーダイヤルにしてください。	本市では、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症が急拡大している中、コールセンターは感染症に対するリスク分散、業務継続の観点から、市外の拠点でも同一番号で着信できるようにしておく必要があるため、市内局番(078)を導入していません。 また、確認書発送後、市民の方から給付時期や内容等についてのお問い合わせが多数寄せられることが想定されることから、電話回線の混雑を避け、必要な方へ迅速に案内できるようにするため、本市ではフリーダイヤル(0120)を導入していません。 もし、電話代の負担が大きいとの事でしたら、ご相談の際にコールセンターへその旨をお伝えください。 なお、ホームページへの記載についてですが、現在は家計急変世帯向けの相談受付開始時期や申請締め切り時期について記載しています。 以上、ご理解とご協力をお願いいたします。	生活支援室臨時特別給付金担当 コールセンター/0570-200918
16	令和4年1月	市民提案箱のフォームを改善してほしい	「内容」の項目が横長一行で入力しづらいので、複数行入力できるようにしてほしい。 郵便番号を入れたら住所が自動で入るようにしてほしい。 郵便番号を入れたら住所が自動で入るようにしてほしい。 フォームがスマホ最適化しておらず、スマートフォンから入力するのが非常に難しかった。 もっと市民が気軽に声を上げられるようにフォームの改善はしたほうが良いと思います。	現在、市民提案箱はInt Ernetexplorer IE(Industrial Engineering)を使用し起動しておりますが、数年後にはMicrosoft社よりサポートの終了が報告されています。 今後、IEよりMicrosoft Edgeへ移行していく際、市民提案箱データシステムに対する影響等も業者へ依頼し調査しており、現段階で「文字化けや表示の不具合が考えられる」との報告がありました。 スマートフォンから市民提案箱へのご意見が大変多くなり、様々なブラウザを追加し可能な限り対応しているところでございます。 Microsoft Edgeへ完全移行するタイミングに合わせ不具合等も改善し、頂いたご意見も参考に対応できればと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
17	令和4年1月	立地適正計画の策定に向けた取組について(提案)	1. 医療・福祉・商業・行政等の都市施設の利用の状況、利用する上での困りごと及び利用についての希望を把握するため、市民アンケート調査を実施する。 2. 計画素案の作成前に市民参画条例に規定する意見交換会手続を実施する。都市計画審議会へ報告する計画素案は、当然、市民の意見が反映された計画素案でなければ意味がありません。 3. 昨年12月14日の総務常任委員会資料では、「概ね市街化区域全域が居住誘導区域であると考えられ」との記載があります。明石市の市街化調整区域の中で、居住誘導区域から外される区域があるのでしょうか。	立地適正化計画を作成する上での市民参画の重要性及び方法について、いただいたご提案を踏まえ、先進事例なども参考にしながら市民参画手続を進め、計画を策定してまいりたいと考えております。 なお、居住誘導区域については、市街化調整区域内に設定することはできず、市街化区域内に設定することになります。居住誘導区域の範囲については、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区となっており、今後も人口増加が見込まれることから、現状の住宅基盤の維持を基本的な考えとして、検討していきたいと考えております。	プロジェクト推進室/078-918-5283
18	令和4年1月	トンガ義援金について	トンガでの大規模な火山噴火が起きました。明石市においても、トンガ支援の義援金を募ってはいかがでしょうか。 誰にでも優しく、SDGsを推進しておられる明石市で義援金を募れば、その施策に賛成しておられる市民の方々からの寄付を得られると考えます。私も寄付させていただきます。	明石市では、日本赤十字社の兵庫県支部明石市地区として、トンガで発生した火山噴火に伴う津波被害のほか、日本国内もしくは海外で発生した災害等への義援金・救援金の案内及び受付を行っています。 明石市ホームページにて、義援金・救援金の案内のほか、災害時の支援などを掲載していますので、よろしければご覧ください。また、手続き等でご不明な点がございましたら、福祉総務課までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。	福祉政策室福祉総務課/078-918-5025
19	令和4年2月	予約図書自動受取機の導入について	神戸市で導入されている予約図書自動貸出機について、明石市でも主要駅等への設置を検討できないでしょうか。 図書館利用の推進については、従前から明石市の取組が先進的であると感じています。 ただ、昨年からは神戸市が開始した自動受取機は非常に利便性が高く、明石市のように図書館の設置数が少ない自治体は特に効果的な取組であると考えます。他市の良い施策は積極的に取り入れて市民サービスの拡充に努めていただければ幸いです。	本市では「いつでも、どこでも、だれでも」手を伸ばせば本に届くまちを目指し、様々な取組を行っておりますが、その取組の中でも、公共図書館の予約図書受取場所を増設してほしい、という市民の方の要望については市としても認識しております。 現在、本市では、市立図書館(あかし市民図書館・西部図書館)のほか、移動図書館車の巡回時に、予約図書を受け取ることができますが、更なる市民サービスの拡充に向け、ご意見の自動貸出機に限らず、受取場所の増設については、公共施設のより一層の活用なども含めて検討しているところです。 いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	本のまち推進課/078-918-5209
20	令和4年2月	デジタル支援センターの設置について	行政DX推進に欠かせないデジタル弱者への支援施策として、各小学校コミセンにデジタル支援センター(以下「DSセンター」という。)を併設することを提案します。 支援の内容は、デジタル情報の入手、発信及び伝達の助力・代行並びにデジタル端末機の操作に必要な知識及び技術の指導・研修等の実施とする。 DSセンターの窓口は、ボランティアが当番制の在宅ワークで対応するほか、各週に定例日を設けてコミセン事務所で対応する。 デジタル端末機を保有していない市民やデジタル端末機の操作が難しい市民がすでに取り残されている状況が生じている。デジタルデバインド対策は急務である。 (仮称)明石市行政DX推進方針は、本年度中に策定する予定となっている。方針の中に、誰一人取り残さない仕組みとして提案のDSセンターを掲載するよう要望する。	ご指摘のように、行政手続のオンライン化など社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル端末機に慣れている方々と、高齢者などデジタル端末機に不慣れな方々の間に生じる格差(デジタルデバインド)の解消が重要な課題となっています。 本市におきましても、例えば新型コロナワクチンの予約では、インターネットでの予約だけでなく、コールセンターや市の各部署においても問い合わせがあれば本人に代わって予約を取るなど、多様な手段を用意することでデジタル端末機に不慣れな方々のサポートを行ったところでございます。 市民に身近なところでサービスを実施する自治体としては、デジタル端末機だけではなく、電話、ファックス、窓口での受付など、多様な手段を提供することが重要であると考えております。 また、総務省実施のデジタル活用支援推進事業として、令和3年度から全国の携帯ショップなどを中心に、高齢者等のデジタル活用を支援する講習会などが開催されているところでございます。 デジタル化で市民がサービスから取り残されることがないように、国のデジタル活用支援推進事業や、いただいたご提案も参考にさせていただきながら、様々な方策について検討していきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	総務管理室デジタル推進課/078-918-5073

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
21	令和4年3月	立地適正化計画のスケジュール等の公表について	<p>立地適正化計画は、私人の土地の利用に少なからず制約を加える内容です。したがって当該計画の策定に当たっては、より慎重な市民参画手続の実施が要請されますので、次の各項目の公表を提案します。</p> <p>(1) 明石市都市再生協議会の構成メンバーと開催スケジュール (2) 協議会の市民委員の参加者数 (3) 協議会のメンバーの男女構成比 (4) 公聴会の開催を予定する時期 (5) 住居誘導区域の設定にかかる基本方針又は課題 (6) 計画の縦覧手続(意義の把握)の実施を予定する時期 (7) 市民との情報の共有にかかる基本方針 (8) 意見公募手続の実施を予定する時期</p>	<p>立地適正化計画策定に関する提案をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>明石市都市再生協議会につきましては設置しませんので、(1)～(3)は対象外となりますが、いただいたご提案も踏まえながら計画を策定してまいりたいと考えております。</p>	プロジェクト推進室 /078-918-5283
22	令和4年4月	小学校の個人情報取り扱いについて	<p>小学校の個人情報の取り扱いについて、学校側がPTAと個人情報を共有していることを知り、学校長に確認したところPTA会則に書いてあると言われました。私は退会したので、PTAの会則は無関係です。PTA側は非会員に手紙を配布したりと、個人情報を利用しています。必要な情報は会員から直接取得するのが筋です。これを、学校長に指摘したところ、納得のいく説明はありませんでした。市としてはどうお考えですか。</p>	<p>ご指摘の件につきまして、学校長と個人情報取扱規則について確認を行いました。</p> <p>本来、PTAの組織は、保護者と教員が学びあうことで教養を高め、成果を家庭・学校・地域に還元し、児童生徒の健全な発達に寄与することを目的に活動しております。その中で、児童生徒がより有意義な活動ができるように、また保護者の皆様にPTAの活動の様子が伝わるように、個人情報を学校と共同利用することで、活動を進める部分もございます。</p> <p>今回の件につきましては、既に退会されている保護者の方に加入されていたときの個人情報を使って手紙が出されていたとのことでした。小学校PTAとしましては、退会された保護者の方からのご要望に回答するための手紙だったとのことでございます。ですから、今後非会員に該当する方のお子様の個人情報を取り扱うことはないと回答がございました。</p> <p>ただ、個人情報の取り扱いについては、極めて慎重に行われるべきであると考えます。その点については、教育委員会から学校に個人情報の取り扱いについて十分注意するように伝えるとともに、PTAにも周知するように指示いたしました。</p> <p>また、学校からも個人情報の取り扱いについて、ご本人に回答するとのことでございます。ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
23	令和4年6月	明石市の政策について	<p>明石市は子育て世帯、子ども達を手厚くサポートをしていて、赤ちゃんのオムツを無料で届けたり、子ども達の医療費を無料にしたりしています。政策を見ていると子どもを産んで、育てることに価値がある様な気がします。</p> <p>では、子どもを持ってないかもしれないLGBTQの人達をサポートしているのとはどう繋げることができますか。</p> <p>異性と結婚していても子どもがいらない夫婦は沢山いますが、その人達に対するサポートなんてありません。共働きなら尚更、税金を徴収するのみ。</p> <p>税金の使い道が子どもに対するサポートに偏っているからこんな疑問をもったのですが、LGBTQの人達も含めて皆平等にというなら、子供のいない家庭も何かしらサポートしないと平等ではないです。</p>	<p>性のあり方(性的指向、性自認、性表現)は多様で尊重されるべきものです。しかし、LGBTQ+の人達は性のあり方が多くの人とは違うことを理由に、偏見や差別を受け、生きづらさを抱えて暮らさざるを得ない現状があります。こうした状況を解消するため、本市では、当事者の方に寄り添った相談支援や、性のあり方に関する理解を広げるための市民・地域団体・学校等に対する研修・啓発をはじめとしたLGBTQ+／SOGIE施策を進めています。</p> <p>今後も、誰もが自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」を目指して、取組を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>ジェンダー平等推進室</p> <p>本市では、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、「住みたい、住み続けたい」まちの実現に向けて、とりわけ「こどもを核としたまちづくり」と「誰にもやさしいまちづくり」を重点的に推進してまいりました。その結果、人口が増え、まちの賑わいや税収が増加し、更なる施策展開が可能になり、暮らしの安心とまちの魅力が一層向上するという、まちの好循環が拡大しています。本年4月には、新たなまちづくりの指針である「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」によるまちづくりがスタートし、2030年のあるべき姿を「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」と定め、子育て支援以外にも高齢者・障害者支援等、様々な分野で、誰一人として取り残すことのない「すべてのひとにやさしいまちづくり」に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も市民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、すべての人にやさしいまちづくりを推進して行きたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>企画・調整室</p>	<p>ジェンダー平等推進室/078-918-6037</p> <p>企画・調整室/078-918-5010</p>
24	令和4年6月	明石市役所職員の路上喫煙について	<p>市役所横の駐車場辺りで退勤時間頃になると、市役所職員と思われる方々が路上喫煙をしています。歩きタバコをしている方も散見されました。</p> <p>灰皿もない路上で喫煙、歩きタバコは即刻止めさせて下さい。</p>	<p>喫煙のルール及びマナーを守り、市職員として市民へ不快感を与えることがないように、あらためて周知してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>	<p>職員室職員担当/078-918-5006</p>
25	令和4年6月	明石公園に関する市民アンケートの実施について	<p>明石市は、4月に明石公園に関するプロジェクトチームを設置し、これまでスポーツ関連3団体のヒアリングを実施し、今後、検討テーマに係る関係団体のヒアリングを予定しています。そしてチームで明石公園のあり方について論点整理を行うとともに市民意見等を踏まえた提言をすることとしていますが、先に市民の意見や意向を調査して、論点整理を行うべきであると考えます。</p> <p>市職員だけのチームで関係者のヒアリングだけを検討の根拠とすることは、市民参画手続に違反します。</p> <p>無作為抽出の市民5,000人を対象とするアンケート調査を実施してください。</p> <p>市民の回答の中から課題を抽出するのはチームの役割です。</p>	<p>いただいたご意見も踏まえながら、今回のプロジェクトについて、アンケート調査の要否も含め、意見聴取の方法や対象などについて検討してまいりたいと考えております。</p>	<p>企画・調整室/078-918-5283</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
26	令和4年6月	本庁舎事務棟南の食堂の活用について	本庁舎事務棟の南の建物の2階にある食堂(以下「庁舎食堂」)は、土曜日、日曜日および休日は閉まっています。 現在、兵庫県が明石港東外港の再開発に取り組んでおり、完工すれば、市内外の人が集まり東外港から中崎護岸を通過して大蔵海岸へ足を運ぶ人も相当数見込まれます。 平日の職員食堂としての営業後、土・日・祝日は、この庁舎食堂を明石海峡、淡路島及び明石大橋を眺望できる海峡コーヒーショップとして活用することを提案します。 車いすでも庁舎食堂に直行できるように、中崎護岸から庁舎敷地の入り口のすぐそばにエレベーターを設置してほしい。	現在の位置にある庁舎食堂につきましては、平成19年から運営を開始し、明石海峡大橋を展望できる高立地条件を活かして、当初は土・日・祝日も含め21時まで営業しておりましたが、平成20年度頃より休日及び夜間の利用者が減少し、食堂運営業者から営業時間の短縮要望が出されたことから、土・日・祝日の営業を断念した経緯がございます。 上記のことから、現時点では土・日・祝日の営業を実施する予定はございません。 また、エレベーターの設置等には、多大な費用が掛かります。現在、新庁舎建設の話が進んでおり、庁舎食堂の建物も取り壊し予定であることから、現施設にエレベーターを設置することは厳しいと考えております。 ご理解賜りますようお願いいたします。	財務室管財担当/078-918-5008
27	令和4年6月	建替え後のサンライフ明石の施設機能の充実について	サンライフ明石は移設して建て替えられる予定です。建替え後のサンライフ明石は、現在の機能を確保・充実するとともに、以下の施設機能を加えることを提案します。 1. 西明石総合窓口を設置する。西明石サービスコーナーは廃止する。 2. にしあかし総合支援センターを設置する。アクセスが困難な総合福祉センターを移設する。 3. 花園校区コミュニティセンターを設置する。	サンライフ明石の建替えにつきましては、地域の方と市が協働でとりまとめた「まちづくりの姿」における地域共通の最優先課題の解決に向けた取組の一つとして、進めているところです。 今後は、現在のサンライフ明石や西明石駅周辺の施設について現状を踏まえ、建替えにあわせて整備する機能や周辺施設との役割分担について検討を行う予定です。 なお、今回頂きましたご提案の内容については、上記の検討を行う際に参考とさせていただきます。	企画・調整室/078-918-5283
28	令和4年7月	立地適正化計画の策定に係る市民参画手続の実施等について	市行政が取り組んでいる立地適正化計画は、市街化区域内の全ての地区を対象にした計画ですが、未だに、立地適正化計画制度の概要並びに市行政の取り組みの状況及び予定に関する情報が市民に提供されていません。 市民が市政へ参画するために欠かせない情報の事前の提供が市民参画の先行条件です。情報の遅すぎる提供は参画の機会の保障にはなりません。 立地適正化計画策定のスケジュールを早急に広報紙で公表すること及び都市計画審議会に報告する当該計画の素案には市民参画条例に定める意見交換会手続を実施して住民の意見を反映させることを提案します。	立地適正化計画の作成に当たっては、都市再生特別措置法第81条第22項に基づき、市民説明会及びパブリックコメントを実施する予定です。 また、市民からいただいたご意見等を踏まえ、立地適正化計画案を作成し、明石市都市計画審議会に意見聴取する予定です。	企画・調整室/078-918-5283
29	令和4年7月	明石市立総合福祉センター新館に自動販売機を設置してはどうか	明石市立総合福祉センター新館には自動販売機がありません。本館には各階に設置されています。 新館1階の多目的ホールではユニバーサルスポーツも体験できます。熱中症対策としても自販機の設置を提案します。	水分補給につきましては、各自で飲料を持参いただくほか、総合福祉センター本館内の自動販売機や新館2階の食堂での購入をお願いしているところです。 コロナ禍でのマスク着用等の感染症対策を維持しつつ、更なる熱中症対策をとっていく必要があることから、今回のご意見を踏まえて、自動販売機の設置についても検討を進めてまいります。よろしく願いいたします。	福祉政策室福祉総務課/078-918-5025
30	令和4年7月	選挙投票所について	投票所に14時頃行きましたが、職員の方の私語がうるさくて集中して記入できませんでした。 中にいたのは私だけだったからかもしれませんが、大変不快でした。	この度は、ご不快な思いをさせていただきましたこと、お詫び申し上げます。 投票所の管理者に確認しましたが、投票に差し支えるほど大声で雑談をしていたという認識はなかったと報告を受けておりますが、長時間の従事に伴い、気の緩みがあったかもしれません。 今後につきましては、会場での執務態度と休憩時のメリハリをつけ、思わぬミスなどを招かないように指導してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	選挙管理委員会事務局/078-918-5062

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
31	令和4年7月	固定資産税の評価にかけている予算の縮減	固定資産税の、土地、建物の3年ごとの評価には多大な税金を使っています。誰にも公平な課税であるためには必要なことですが、最近、AIを駆使して、原価法による建物評価を行ったり、不動産鑑定と同じ手法である取引事例比較法により土地の評価を行う民間サービスが出てきております。 従来のように、一級建築士、不動産鑑定士を活用するにせよ、一から、彼らにやってもらうのではなく、これらの民間サービスを活用して第一次評価額案をまず広範囲に作成し、それを彼らに調整してもらうやり方で、3年に1度、多額の予算を使う評価費用の縮減ができるのではないかと考えますので、ご一考いただければと思います。	固定資産の評価は、国が定める固定資産評価基準により行うこととされており、標準宅地の評価については、不動産鑑定士による鑑定評価を活用することとされています。 なお、本市では、土地・家屋の異動判読をはじめとする評価に係る業務の一部や地籍地番図の更新等について民間の事業者へ委託しているところであります。 今後も公平かつ適正な課税を行うとともに、先進事例等を参考として、業務の効率化及び経費の縮減にも努めてまいります。	税務室資産税課/078-918-5015
32	令和4年8月	旧市立図書館施設の活用について	旧市立図書館施設については除却して、跡地を兵庫県に返還することが決まっていますが、兵庫県と明石市の間の協議の結果、施設を除却しないで活用することも選択肢に加えていると聞き及んでいます。 (提案1)旧市立図書館施設についても小中学校の校舎と同様に数年かけて耐震補強工事を行うことで延命化することを提案します。 (提案2)旧市立図書館施設を新市庁舎の建設に必要な仮設オフィスとして活用することを提案します。 市役所分庁舎内のすべてのオフィスを旧市立図書館施設内に移転します。 (提案3)兵庫県に対して、旧市立図書館施設の敷地の借用期限を20年延長することを申請することを提案します。	市立図書館跡地の有効活用につきましては、明石公園に関するプロジェクトチームの検討テーマのひとつとして、兵庫県からの提案を受けて検討することとしております。 いただいたご提案も参考に、兵庫県とも連携し、検討してまいりたいと考えております。	企画・調整室/078-918-5283
33	令和4年8月	おトク商品券について	3割おトク商品券の使用期限が短い。 商品券売りますと発表した時点での近場の対象店舗がかなり少ない。 イオンがダメでコープは利用できるのも意味が分からない。 商品券販売場所が遠いので高齢者は困っていないか。 店と個人への支援だというのであれば、もう少し充実して頂きたい。結局特定の人だけが得をし、特定の店が市の支援を受けるのみではないか。 あと、市民提案箱のメールフォームの枠が広がらないので文字が書きにくい。改善願います。	3割おトク商品券につきましては県の補助金を使用している事業であり、補助金の要件として対象が「商店街」に限定されていることから、商店街に加盟している店舗でのみ利用可能な商品券となっております。そのため、商店街に加盟していないイオンでは使用できず、加盟しているコープでは使用できることになっております。 使用期間につきましても、県の補助金の条件により「2か月間」と定められているため、期間を長く取ることができません。 10月利用開始を予定しております明石サポート利用券では、商店街に加入していない協力店も対象となりますのでご利用をご検討ください。(ただし、商店街に加入していない大手スーパー、コンビニなどは対象外) よりよい制度となるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 産業振興室産業政策課 ご指摘いただいた市民提案箱のスマートフォン版投稿フォームにつきましては、内容を登録する枠を広げ改善いたしました。 市民相談室	産業振興室産業政策課/078-918-5098 市民相談室/078-918-5050
34	令和4年8月	福祉センター使用申込書について	私は明石市のボランティア団体の者ですが、福祉センターを利用するのに予約が必要です。そして申込書を提出しなければなりません。我がボランティア団体も高齢化が進み、この申し込みに行く一時間が負担になっております。 ネットで可能なことだと思いますので、速やかにそれに対応する手立てをお願いしたいと思います。	総合福祉センターにおきましては、ただいま、施設利用についての利便性向上のため、ネット受付環境の整備について協議を行っている所です。この度のご意見もふまえ、より良い利用環境の整備に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。	福祉政策室福祉総務課/078-918-5025

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
35	令和4年8月	あかし3割お得券について	先行申し込みで最大の4冊申し込んだところ落選しました。神戸市が販売している「こうべでこうて」は、希望者が多かったため、それぞれの買える冊数を減らして、可能な限り多くの市民が購入できるようになっています。明石も神戸と同じような調整をして、公平性を担保すべきだったと思います。	今回の3割おトク商品券につきましては販売冊数(16万冊)を超える申込があったため、購入冊数については抽選となりました。事業実施主体であるあかし3割おトク商品券実行委員会に確認したところ、世帯単位での申し込みのため抽選については購入を希望される世帯単位で商品券が購入できるように冊数を調整したとのことです。そのため、世帯内で当選されなかった方が出ています。いただいたご意見は今後の事業実施の参考にさせていただきます。	産業振興室産業政策課/078-918-5098
36	令和4年9月	「3割おトク商品券」事業について	「3割おトク商品券」の補助金は明石市からだけでなく、各参加商店街からの負担があるのでしょうか。参加店舗が商店街に加入していることを条件にしていることが、利用範囲を狭めていることや参加できない個人商店があることに繋がっているのので、商店街だけを応援している理由が知りたいです。	3割おトク商品券につきましては、兵庫県「がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業」補助金を使用した事業で、参加商店街からの負担はありません。県事業の目的は、商店街・小売市場において、新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込みを回復するため、販売促進の強化に取り組み、地域内外からの消費需要を喚起し、地域商業の活性化を図ることになっております。そのため、今回はあかし3割おトク商品券は商店街の加盟している店舗での使用となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	産業振興室産業政策課/078-918-5098
37	令和4年9月	JR西明石駅南駅前への誘導施設の設置について	(提案) 立地適正化計画の都市機能誘導施設として、JR西明石駅南駅前へ保育所・小児科診療所を設置することを提案します。	この度はご提案いただきありがとうございました。頂きましたご提案は、今後の検討の参考とさせていただきます。	企画・調整室/078-918-5283
38	令和4年9月	市街化区域における樹木体積の総量の増加について	(提案) 市街化区域における樹木体積の総量を増加させるための方針を明石市都市計画マスタープランに記載することを提案します。 (提案理由) 市行政は、特定工場に対して工場敷地内の樹木体積の総量を増加させるためのガイドラインを示すべきです。マスタープランの環境保全・整備の方針として、「ヒートランド現象を抑制するため、市街地における緑の保全を図ります。」と記載し、地区別の方針として「二見臨海工業団地等における緑地の確保を目指した工場緑地の適正なコントロール」という意味が分かりにくい記載があります。そこには、二酸化炭素排出量の抑制のための緑化という考えは読み取れません。また、明石市の緑は、明石公園と市街化調整区域の自然環境にほとんど依存しており、市街地のインフラとしての緑は非常に貧困です。	今年度末に改定を予定している「明石市都市計画マスタープラン(素案)」では、環境保全・整備の方針として「ヒートアイランド現象を抑制するため、市街地における緑の保全を図ります。」と、二見地域のまちづくりの方針として「二見臨海工業団地等における産業機能の強化と緑地の確保を目指した工場緑地の適正なコントロール」と記載しております。こちらは、工場立地法地域準則条例第7条に基づき、特定工場の周辺への配慮として記載しているものです。 都市計画マスタープランは、都市計画・社会基盤整備を中心とした理念や基本的な方針を示すものです。緑に関する方針については、本市域の緑化の推進などを総合的に実施するために、「明石市緑の基本計画」を策定しており、その中で検討してまいりたいと考えております。	都市整備室都市総務課/078-918-5037
39	令和4年9月	都市機能誘導区域において不足している誘導施設の例示について	(提案) 明石市立地適正化計画(素案)に記載する6つの都市機能誘導区域において、現に不足している誘導施設を例示することを提案します。	頂きましたご提案も参考に、立地適正化計画を策定してまいります。	企画・調整室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
40	令和4年9月	デジタルガバメントにおける都市機能誘導施設について	(提案) デジタルガバメントを想定した行政窓口機能を有する都市機能誘導施設の整備を提案します。 (提案理由) デジタルガバメントの推進及びマイナーポータルの普及等によって、スマートフォン、パソコン及びコンビニ端末機が行政窓口業務のほとんどをカバーするようになり、都市機能誘導区域ごとに行政窓口施設を設置する意味はなくなります。明石市立地適正化計画(素案)は、そのような新たな展開を想定していません。一方で、デジタルデバイド(デジタル情報格差)対策は不可欠です。	明石市におけるデジタル化につきましては、明石市行政DX(デジタル改革)推進方針に基づき、具体的な取り組みを検討しながら進めております。デジタル化による市民の利便性向上や行政運営の効率化という点から、今後の窓口のあり方についてもしっかりと検討して参りたいと考えています。いただいたご提案も参考にさせていただきたいと思っております。	総務管理室デジタル推進課/078-918-5073
41	令和4年9月	明石3割お得券について	明石3割お得券対応のスーパーで働いております。表紙や裏表紙と中身の色が同じなので、表紙や裏表紙をお得券として計上してしまうことがあります。次回も商品券などを配布することがありましたら、表紙と裏表紙を同じ色にして、券自体は別の色にしてください。	3割おトク商品券につきましては、商品券本体と表紙・裏表紙が同じ色で判別がつきにくいとご意見いただきありがとうございます。いただいたご意見は今後の事業実施の参考にさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	産業振興室産業政策課/078-918-5098
42	令和4年9月	保育士の待遇について	明石市内の保育園に勤務しております。子どもがおり、子育て支援を受けてきた反面、保育士として保育を提供している中、コロナ禍の影響も多分にある中で業務量が多くなっているにも関わらず、給与を含め待遇は変わりません。近年で保育園の数が増えましたが、肝心の保育士のなり手が少なく、保育士の取り合いや不十分な技能しかない保育士が多くなっていることが現状です。保育士の技能向上と待遇改善を次のステップと考えていただき、より魅力ある市運営を検討していただきたいと思います。	市内保育施設の保育士として子どもたちの健やかな育ちにご尽力いただいておりますこと、誠にありがとうございます。保育士の技能向上につきましては、本市においては、すべての子どもに質の高い幼児教育をという考え方のもと、キャリアアップ研修などの各種研修、元公立保育所職員による巡回支援、指導監査等を通じた教育・保育の質の向上に向けて取り組んでいるところです。今後も引き続き、公立及び私立施設に加えて、認可外保育施設を含めたすべての施設において、更なる教育・保育の質の向上を図っていきます。待遇改善につきましては、本市では待機児童の解消を目指し、施設整備とあわせて施設で就労いただく保育士の方の経済的な支援を行っております。民間の認可保育施設で常勤的な働き方をされている保育士の処遇を改善する市独自施策として、保育士への処遇改善を実施した民間認可保育施設に対して、月額給与増額分(手当)の1/2(10,000円を限度)の助成を行うことで法人が保育士の処遇改善に取組みやすい環境づくりの支援や、採用後7年間で最大160万円の定着支援金を対象保育士に直接支給することにより保育士の定着を促進しひいては保育の質の向上に努めているところです。今後とも保育を取り巻く状況の変化を捉えつつ、より魅力ある市政運営に努めてまいります。	子ども育成室/078-918-5267
43	令和4年9月	西部市民会館のトイレの改善について	西部図書館のトイレ(洋式)の便座が冷たくて利用しづらいです。高齢者でも安心して利用できるように温水洗浄式のトイレに改修していただきたいです。	西部図書館(西部市民会館)1階トイレの個室(洋式)は現在、男性1か所、女性2か所、多目的トイレ1か所となっており、これらの個室には温水洗浄便座が設置されていません。そのため、特に冬場に便座が冷たくなるといった利用者のお声もあり、館の課題として認識しているところです。市といたしましては、引き続き市民の皆さまに安心してご利用いただけるよう、指定管理者と協議しながらトイレの改善について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	文化・スポーツ室文化振興担当/078-918-5607

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
44	令和4年9月	図書館の郵便番号の誤記について	明石市立図書館(市民・西部)の郵便番号に誤りがあります。ご訂正ください。	あかし市民図書館及び西部図書館においては、住所地ごとの郵便番号とは別に、事業所ごとの個別番号が割り当てられております。この個別番号は配達物数の多い大口事業所に設定されており、明石市役所(個別番号:〒673-8686、住所地ごとの番号:〒673-0883)もその一つになります。大口事業所個別番号の詳細については、日本郵便株式会社のHPをご確認ください。 なお、あかし市民図書館及び西部図書館の郵便番号は次のとおりです。 「あかし市民図書館」: 〒673-8567(住所地ごとの番号〒673-0891) 「西部図書館」: 〒674-8567(住所地ごとの番号〒674-0082)	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209
45	令和4年10月	住民投票条例について	岸和田市や広島市の様に実施必至型の住民投票条例を制定して欲しいです。泉市長が退任された後も市民の権利を守るために、是非とも制定していただきたいです。	住民投票条例についてのご意見として承りました。ありがとうございました。	総務管理室総務課 /078-918-5005
46	令和4年10月	3割オトク商品券	サポート利用券と同じように3割オトク商品券は使える店が少ないのは全く理解出来ません！例えばピオレ明石では使えるのに西明石では使えません！西地区に対して何故そこまでするのですか？	3割オトク商品券につきましては、兵庫県「がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業」補助金を使用した事業で、補助金の要件として対象が「商店街」に限定されていることから、商店街に加盟している店舗でのみ利用可能な商品券となっております。そのため、商店街に加盟していないプリコ西明石では使用できず、加盟しているピオレ明石では使用できることになっております。 県事業の目的は、商店街・小売市場において、新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込みを回復するため、販売促進の強化に取り組み、地域内外からの消費需要を喚起し、地域商業の活性化を図ることになっております。そのため、今回はあかし3割オトク商品券は商店街に加盟している店舗での使用となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。いただいたご意見は今後の事業実施の参考にさせていただきます。	産業振興室産業政策課 /078-918-5098
47	令和4年11月	Facebook投稿記事について	明石市役所のFacebook、トライやる・ウィークの投稿に擁護学校と表記されていますが、正しくは養護学校です 養護学校というのは固有名詞であるので、特別支援学校という種別ではないでしょうか。 また、ハッシュタグにある職業体験、ボランティア体験も、学校教育課が理解されているトライやる・ウィークの趣旨からすると、社会体験を優先させるべきだと考えます。 一番に職業体験と表記することでトライやる・ウィークの本来の趣旨が間違っって市民に理解されます。訂正をお願いいたします。	広報課では、広報あかしに掲載した市政情報を補完する形でツイッターやフェイスブックのSNSを運用しています。ご指摘いただいた記事に関しては、依頼元の課と調整を行い広報紙に掲載した内容を、SNS上で公開したものです。誤字は修正いたしました、ご指摘ありがとうございました。 広報紙掲載内容を市民に広く周知する役割でSNS投稿をしていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
48	令和4年11月	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について	加古川市では「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を均等割のみ課税の世帯にも支給すると言っていますが、明石市はしないのですか。	<p>このたびの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり5万円を支給するものです。</p> <p>対象世帯は、令和4年9月30日(以下「基準日」という。)において、いずれかの市区町村の住民票に記録されている者で、次の(1)又は(2)に該当する世帯主です。((1)(2)ともに、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は支給の対象外となります。)</p> <p>(1)令和4年度住民税非課税世帯 基準日において、明石市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税である世帯</p> <p>(2)令和4年1月以降の家計急変世帯 予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一世帯に属する者全員の1年間の収入見込額(令和4年1月以降の任意の1カ月×12)又は1年間の所得見込額(収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額)が住民税が非課税となる水準に相当する額以下である世帯。 ※ただし、以下の減収の場合などは、「予期しない減収」の要件に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年退職による減収 ・年金が支給されない月の減収 ・事業活動に季節性があるケースで通常収入を得られる時期以外の減収 <p>住民税課税世帯であっても、(2)に該当する場合は支給対象になります。 (2)以外の住民税均等割のみ課税世帯への支給は、現時点では実施予定はありません。 ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	生活支援室臨時特別給付金担当/078-918-5643
49	令和4年12月	求援という用語(造語)の普及について	<p>多くの自治体が高齢者及び子どもをはじめ地域で様々な困難に面している立場にいる人々を見守るための仕組みを設けていますが、悲惨な事件事故が生じた後に、自治体がそれらの人の存在を知る場合が後を絶ちません。</p> <p>その原因は、見守りが救援する側の仕組みとしてのみ構築されているからです。欠けているのは、支援を求める(求援)側の仕組みです。</p> <p>困難に面した人がためらわずに「助けて」と言える環境であり、困難に面した人の存在に気づいた近所の人のためらわずに「助けて」を伝えることができる環境です。この環境づくりのベースとなるのが、「求援」という用語(造語)の普及です。</p> <p>この「求援」という用語は辞書にはありません。</p> <p>明石市において、「求援」という用語を普及し求援と救援が結びつく仕組みを創ってはどうか。</p>	<p>ご意見と関係の深い高齢者施策及び子ども施策を担当する部署へ、市政に対する貴重なご意見として伝えさせていただきます。</p> <p>今後とも市政へのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いたします。</p>	市民相談室/078-918-5050
50	令和4年12月	困り事コールセンターの設置について	<p>様々な困り事ごとに専用電話番号が設けられていますが、どの専用電話に電話すればよいのか、判断に迷います。また、急を要する時に、その専用電話番号を探し出すことは容易ではありません。特に、インターネットを扱えない高齢者にとっては容易ではありません。</p> <p>困り事コールセンターの設置を提案します。</p> <p>市民は、困り事が生じたときにコールセンターの番号に電話します。</p> <p>センターの受話装置にAIを活用し、AIが、お聞きした用件中の単語や意味を判断して最適の専用電話番号を検索して繋がります。AIは、当初にインプットされている単語や意味に加えて、間違っ繋いだケースを学習して、単語や意味を増やすとともにその正確さを高めていきます。もちろん応答もレベルアップしていきます。</p>	<p>市民相談室では、多岐にわたる市民からの相談に対し、相談員が詳細な相談内容をお聞きすることで、どの窓口へ繋ぐのか、どの専門相談に繋ぐのか判断してお繋ぎするようにしております。</p> <p>ご提案のありましたAIによる困り事コールセンターにつきましては、相談案内の正確性を高めるためには必要で便利なシステムであると考えております。</p> <p>今後も困りごとを持った市民に対し、適切な窓口や専門相談に繋げるよう努力してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いたします。</p>	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
51	令和5年1月	市民提案箱の意見と回答の掲載について	意見と回答は、現在月ごとに羅列されているが、過去に市民からどのような項目が提案され、市が回答しているのか各月を開いてみないとわからない。 各項目を分類わけして、分類された項目のみを選ぶことによって似通った内容のみを閲覧できるように改善してほしい。	現在、市に寄せられるご要望・ご提案及びこれらに対する市の回答につきましては、月ごとにまとめて全件公表を行っております。できるだけ最新のご意見に対する回答を閲覧いただくため、直近月から月ごとの公表としておりますが、項目の分類がされていないことから閲覧しにくい部分もございます。直ちに改善することは難しい状況ですが、この度のご意見を参考に今後の検討課題といたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
52	令和5年1月	子ども医療費助成制度のジェネリック医薬品使用原則化	子どもの医療費無料等について、児童のみならず、明石市の医療制度の充実を続けるためにも、受給者にはジェネリック医薬品使用を基本的に採用する旨、徹底してください。 アナフィラキシーや発疹などの副作用を医師等が確認した場合を除いて、ジェネリック医薬品以外を利用する際は受給者証を利用不可にしてください。 生活保護も今はジェネリック医薬品利用を徹底しており、不可能ではないはずです。	ご指摘のとおり、ジェネリック医薬品については、新薬と同様の効果を持つ安全・安心な薬で、新薬よりも安価なため、使用することで医療費の抑制にもつながります。 明石市でも、子ども医療の受給者証を交付する時の説明文や送付文、ホームページ等でジェネリック医薬品の使用を市民の皆様をお願いしているところです。 また、子ども医療の助成は、健康保険が適用されている治療を受けた際の自己負担分を助成する制度ですが、多くの健康保険組合でもジェネリック医薬品の使用促進の取組が行われています。 なお、生活保護の場合では、ジェネリック医薬品の使用が法律で定められていますが、医療保険制度においては、あくまで本人に対しての協力を求めるにとどまっております。ご指摘の点に関して、子ども医療の制度を維持できるよう、引き続きジェネリック医薬品の使用の啓発に努めてまいります。	子育て支援室児童福祉課/078-918-5027
53	令和5年1月	3割おトク商品券 Tacoペイについて	Tacoペイ登録画面に、安全ではありませんの表示がでます。 個人情報保護を徹底して下さい。	デジタル商品券のシステムを管理している業者に確認したところ、セキュリティ上の問題はなく、お使いの端末や、OSの環境、携帯キャリアやWifiの使用環境などにより、そのような表示がでる場合があるとのことでした。 引き続き、個人情報の保護を徹底してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	市民サポート事業担当/078-918-5066
54	令和5年2月	ホームページ管理の不備について	ホームページのリンク切れ箇所が非常に多いです。 公表の際は、どれくらいリンク切れが多いかわかるように、意見を要約せずにリンク切れ個所の一覧も含めて全て載せてほしいです。	ホームページのリンク切れにつきましては、年度末にかけてホームページを見直す際、ご指摘いただいたページも随時修正してまいります。この度はご指摘ありがとうございました。 シティセールス推進室広報課 意見全文のホームページ掲載につきましては、明石市法令遵守の推進等に関する条例 第35条第1項におきまして、要望・提案等の概要を公表するものと規定しております。また、閲覧者にとって読みやすくなるよう配慮したものとしておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 市民相談室	シティセールス推進室広報課/078-918-5001 市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
55	令和5年2月	パソコンを使った在宅ワークの講座について	<p>「パソコンを使った在宅ワークを知ろう！わたしの時間で始める仕事」に申し込みをしましたが、応募者多数のために抽選となり2度落選してしまいました。</p> <p>応募者多数ということは、それだけ需要があるということだと思います。パソコンを使った在宅ワークについての講座で、どうして対面が必要であるのか、キャパの狭い会場に出向く必要があるのか疑問です。</p> <p>希望者多数の現状であれば、ライブ放送や録画配信、リモート授業などパソコンを使ったやり方で希望する人たちに学ぶ機会があつてはいいのではないかと思います。</p> <p>また、「男女共同参画」といいながら、タイトルでいわれているように対象が明らかに女性に偏っていることも疑問です。性別に関係なく学ぶ機会を持てるようになってほしいです。「女性」が子育てし、介護もしているから在宅ワークが必要だという圧力のようなものを感じます。</p> <p>また、申し込み欄には子どもの有無や年齢など書く欄がありますが、託児等の理由であればわかりますが、厳選な抽選の結果と書かれていても2度も落選してしまうと「子どもがいらないから落選したのかな」と不安な気持ちになりました。</p> <p>子どもの有無や性別に関わらずみんなが気持ちよく暮らせる市であつてほしいと願います。</p>	<p>今回の「パソコンを使った在宅ワークを知ろう！」講座に申し込みいただき、ありがとうございます。みなさまの関心も高く、定員を大幅に超える申し込みがあり、ご希望にお応えすることができず、申し訳ございません。今回はパソコンが苦手な初心者の方も対象にしておりますので会場での開催といたしました。</p> <p>国が公表している「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」では、全体で見ると、男女間の賃金格差があり、経済的困窮に陥ることなく自立に向けての取組の提案の一つに「女性デジタル人材の育成」があります。</p> <p>今回は、デジタルを活用した働き方を知っていただく機会として、在宅ワークに焦点をあてました。また、普段子育て等で参加しにくい方にも申し込んでいただきやすいように一時保育を設けております。2/13開催のチラシや申し込みフォームにおきまして、一時保育が必要なお子様の年齢をお聞きするところ、分かりにくい表記となり誤解を招いてしまいましたこと、お詫びいたします。</p> <p>ただし、今回の抽選は性別・一時保育の有無に関係なくおこなっております。</p> <p>いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。</p>	市民協働推進室男女共同参画課/078-918-5613
56	令和5年3月	代表電話・受付対応について	<p>3月11日土曜日にゴミ放置の情報を伝えるため、市役所の代表電話に電話して担当部署に伝えてほしいと伝えると、代表電話に出た人は、「今日は土曜日で市役所は休みなのでゴミ処理部署の方へ電話するように」と言われた。</p> <p>土曜日に電話した私も迂闊でしたが、善意の情報提供者に「担当部署に電話してください」ではなく「月曜日に担当部署から連絡させるのでゴミの放置場所など教えてやってください」ぐらいの対応をしてほしかった。</p> <p>担当部署の電話番号をメモするよう言われたが、散歩の途中でメモする紙も鉛筆も持ち合わせず電話番号も控えられませんでした。</p> <p>放置ごみの場所は大久保町、国道250号線を西に向かって左側歩道です。</p>	<p>この度は、善意でお電話していただいたにもかかわらず不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。</p> <p>3月11日土曜日は、ゴミ処理部署は業務を行っていませんので電話番号をお伝えしようとしたのですが、メモができないことを配慮してお応えすべきでした。</p> <p>今後は、このような場合は、こちらから担当部局へ連絡するように指導しますのでご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>財務室管財担当</p> <p>ご指摘頂いております箇所は国道250号であり、兵庫県加古川土木事務所明石まちづくり対策室の管轄です。この度のご指摘につきまして、3月13日に兵庫県加古川土木事務所明石まちづくり対策室にお伝えしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>道路安全室道路総務課</p>	<p>財務室管財担当/078-918-5008</p> <p>道路安全室道路総務課/078-918-5031</p>
57	令和5年3月	大久保市民センターの受付について	<p>先日、大久保市民センターに行きました。</p> <p>順番待ちの方がたくさんいらっしゃいましたが、受付番号発券機がないこと、コンシェルジュのような方もいらっしゃらないことに驚きました。</p> <p>どんな順番でどのように皆さんが待っているのかわからずきょろきょろしていると、来庁者のお一人であろう方が「用事のあるところに行って一声かけるねん。そしたら番号札くれるで」と教えてくださいました。</p> <p>入口近くに一人案内役のような方がいてくださるだけでも、あの混雑具合や不便感は多少解消され、利用者が不満を感じることもなくなるのではないかと思います。</p>	<p>当センターでは、窓口混雑時に職員が案内役として、来庁された市民の方にご用件をお伺いする等、混雑緩和に努めるとともに、通常時でも窓口職員が声かけして用件別に番号札をお渡しすることにより案内しているところです。</p> <p>しかしながら、お客様来庁時に適切な案内ができずに申し訳ございませんでした。今回いただきましたご意見を踏まえまして、適切な案内ができるよう徹底し、窓口サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	大久保市民センター/078-918-5620

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
58	令和5年4月	投票用紙	投票用紙が届きません。 無くて投票は可能ですが、それでいいとは思いません。 事前に分かっているのに、どうして届かないのか追求し改善すべきです。	4月16日の告示日に立候補者が決まり、入場券は4月17日から19日の間に郵送しました。 入場券は告示の日以後すみやかに交付することになっており、郵便局からは、3日間で全世帯の郵送が完了すると聞いております。 ご理解のほどよろしく願います。	選挙管理委員会事務局 /078-918-5062
59	令和5年5月	行政事務の簡素化について	明石市敬老優待乗車券が届きました。不要な方は高齢者総合支援室まで連絡するように書かれていましたので、電話で不要と伝えたと、書面を送るので記載の上、返送するようにとのことでした。 書面のやり取りは双方に大変手間と無駄があると思いますので、電話またはネットで処理ができるよう改善をお願いしたいと思います。	このたびの敬老優待乗車券については、70歳になる市民の方、及び70歳以上の明石市に転入された方全てに交付している「バス共通寿優待乗車証」になります。次年度からは「バス共通寿優待乗車証」と「寿タクシー利用券」とセットで交付させていただきます。 事情により、交付が不要な方はその旨を申し出てもらうことになっており、この手続きについては、一度申請を行うと次年度以降の交付も辞退するものになります。 辞退手続きについては、本人確認の問題や本人の意思表示が記録に残らないことなどによるミスを防ぐために、電話による申し出は取り扱っておりません。また、同様の理由から、交付再開の申し出についても同じ取り扱いとしております。 ネットでの処理につきましては、本市においては現在、行政手続きのオンライン化について取り組みを進めているところです。 今後、市民負担の軽減と利便性の向上を図るために、可能なものから順次電子申請の導入を進めてまいります。 ご理解賜りますようお願いいたします。	高齢者総合支援室高年福祉担当/078-918-5166
60	令和5年5月	明石商業高校臨時教員による校内金庫から現金窃盗した件について	臨時教員が悪いのは勿論、学校側の金銭に関する危機管理がずさん過ぎると思います。不正が有れば、すぐに分かる仕組みになっていない学校側にも責任はあると思います。 今回の一件により、明石商業高校野球部の子ども達に責任が及ぶ様な事が、絶対に無い様にご配慮、兵庫県高校野球連盟への働きかけをどうぞよろしくお願い致します。	今回の逮捕事案は教育公務員としてあるまじき事案であり、生徒、保護者、市民に対しまして著しく信頼を裏切る信用失墜行為であると認識しております。 金庫の管理につきましては、鍵の取り扱いを管理職等一部職員に限定し、鍵の保管場所を定期的に変更するなど、安全性を高めておりましたが、現金を長期間保管していたこと自体に問題があったと考えております。今回の事件を受け、現金等の管理方法の見直しを図るなど、本校教職員に対して現金等の適正な取り扱いについて徹底してまいります。 また、事件判明後すぐに兵庫県高等学校野球連盟に報告し、保護者説明会の場で、野球部の生徒たちの今後について、説明させていただいたところです。今回の事件はあくまで教職員が起こした問題であり、生徒が安心して今まで通りの学校生活を続けることができるよう努めてまいります。 関係者の皆様方にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、生徒、保護者、市民の皆様の信頼を大きく損ねましたことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。	明石商業高等学校事務局/078-918-5950
61	令和5年6月	ホームページ管理の不備について	ホームページのリンク切れは、「随時修正」ですから間違いを指摘されても、即時修正されないのは理解しているのですが、アドレスのミスですから、アドレスの「www.」を消すだけで解決できるのではないのですか。「随時修正」なのは分かるのですが、3ヶ月以上経過しています。 修正が簡単であっても権限がなければ修正はできないので、そうであれば仕方がないのですが、3ヶ月以上修正されないのは、かなり遅いと感じます。	ホームページのリンク切れ等の修正につきましては、該当ページの所管課に確認し、所管課の担当職員が修正しております。 この度ご指摘いただいたページに関しましても、所管課にて修正いたしました。 ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。 今後も皆様安心してご利用いただけるようホームページの管理に努めてまいります。 今後ともよろしく願います	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
62	令和5年7月	職員の対応態度について	先日、書類を受け取るために江井ヶ島のサービスセンターに伺いました。サービスセンターに着いたのが17時を過ぎた時間帯になってしまったのですが、私がサービスセンターに入り顔を見た瞬間に、「閉まる時間ギリギリになって来た」というようなめんどくさそうな態度。私に対してそういうふうな対応をされたのが残念でした。市民と直接やりとりをする場として、もう少し考えていただければと思います。	この度は江井島サービスコーナーをご利用いただいた際に、ご不快な思いを抱かれたこと誠に申し訳ありませんでした。対応した職員には、注意の上、あらためて指導いたしました。日頃からお客様には、親切、ていねいに対応させていただくよう心がけているところでございますが、今回いただきましたご意見を真摯に受けとめ、市民の皆さまの立場に立った対応ができますよう、更なるサービスの向上に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	大久保市民センター /078-918-5620
63	令和5年7月	市民提案箱とマルちゃんポストについて	明石市では市政に対する意見や提案をインターネット、郵便、FAXで受け付ける「市民提案箱」と「まるちゃんポスト」とは別のものなのですか。マルちゃんポストのアンケート用紙には、「個別回答はいたしかねます。」とあるのですが、回答してほしいです。	<p>・市民提案箱 市政に関するご意見・ご提案について、市民のニーズを的確に把握し、市政への反映に努めるため、市民の皆さまの声を広くお聴きするもの。</p> <p>・まるちゃんポスト 市へのご意見やご提案、気づいたことを、市長へのお手紙としてお寄せいただくもの。 市に対するご意見・ご提案をお寄せいただく仕組みとしては同じものですが、ご提出後の取扱いが異なります。 「市民提案箱」は、ご意見・ご提案の内容を所管する担当課へ情報提供及び照会を行い、ご希望に応じて回答いたします。 「まるちゃんポスト」は、2017年に「市長への意見箱」として設置し、今年5月の新市長就任と同時に現在の名称に改めました。 気軽に、自由に思うことをお寄せいただき、その幅広い市民の声に、市長自身が直接、触れることで、今後の施策の参考とすることを目的に設置していることから、いただいたすべてのお声に対して個別に回答はしないものとしております。 このようなすみわけとなっておりますので、担当部署から個別の回答を希望する内容につきましては、市民提案箱をご利用くださいますようお願いいたします。</p> <p>(市民提案箱担当＝政策局 市民相談室/078-918-5050) (まるちゃんポスト担当＝政策局 市民とつながる課/ 078-918-5010)</p>	市民相談室/078-918-5050 市長室/078-918-5000
64	令和5年7月	ホームページ管理の不備について	明石市のホームページはまだリンク切れが多いです。2023年2月にホームページ管理の不備について、ホームページのリンク切れ箇所が非常に多いと指摘をしたが、修正はされても改善はされていません。	ホームページのリンク切れ等につきまして、ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんでした。ご指摘いただいた内容も踏まえ、順次修正を行っているところですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
65	令和5年8月	水道検針員の労働環境について	水道検針員の労働環境についてです。夏場、熱中症になり死亡する例も出ています。水道検針員の方は昼間に暑そうな制服を着て回ってらっしゃいますが、労働環境の整備はどうなっているのでしょうか。せめて制服を涼しいものにするとか、検針する時間の変更を自由にするなどしてはいかがでしょうか。多様な働き方や人権の意識の観点から検針員の方達の命を守る整備をしてほしいです。	水道の検針業務につきましては委託業者に発注しており、委託業者から以下の回答がありました。 当社で実施している検針員に対する熱中症対策の取り組みとしましては、昼間の暑い時間帯を避けて検針できるように業務可能時間を拡幅したり、検針終了後、事務所へ戻る回数を少しでも減らせるように自宅から現地への直行、直帰を許可したりしております。制服上着につきましては、明石市の検針員であることの証明、なりすまし事故防止のため、容易に変更することは困難ですが、涼しくする等の意見については、本社関係部署へ常時報告しております。 また、制服下衣および着用する装備(帽子・インナー・空調服・サングラス)につきましては、個人の判断に任せて自由化を認めており、一部装備の会社負担についても検討しております。 上記の回答を得て、水道局としましては、委託業者と連携を図ることにより、労働環境の改善に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	業務担当/078-918-5084
66	令和5年8月	明石水道局について	明石市は、大久保町に下水道室があり市役所内に水道局があるため、水道の工事申請する場合は、一旦下水道室により経由印を押してもらわないと申請出来ません。 他の市町村は市役所内に両方あるのに明石だけ別なのは何故ですか。業者の手間もかかるし、連携もその場で取れないのでタイムロスかと思えますので見直してもらいたいです。不可能ならば、経由印はなしにしてもらいたい。	経由印につきましては、下水道の無届工事を防止する目的で実施しております。 なお、今回いただきましたご意見につきましては、今後検討してまいりますので、ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いたします。 手続きの見直しの結果、給水装置工事申込書の下水道室の経由印は、令和5年10月10日より廃止としました。	下水道室下水道総務課 /078-934-9620
67	令和5年8月	中崎緑地の樹木の伐採等について	消防新中崎分署の設置場所等について下記の結論を総務常任委員会の委員各位に郵送しました。 1. 新中崎分署は西庁舎跡地に設置可能 2. 中崎緑地の樹木の伐採は不要 3. 明石港東外港地区に駐車場を設置して基本設計以上の収容台数を確保可能 4. 3の駐車場と併用し、公用駐車場の収容台数を確保可能 5. 新市庁舎敷地の南側に市民の憩いの広場を設けて海峡展望広場とセットで明石らしさを表現できる。 6. 既存の南棟を残し、中崎護岸沿いのレストハウスとして活用する 7. 6のレストハウスと西隣の駐車場を災害発生時の自動車避難の施設として利用。 市は中崎緑地の樹木の伐採により、自然環境保全活動を重ねて来られた市長に対する市民の信頼と期待を損ねさせないことです。建築工事費の高騰などの状況を市民に丁寧に説明して、新市庁舎建設計画の最終案を市民に示し、新市庁舎建設費の総額を理解していただくことが求められています。	現在の消防中崎分署は、1972年に建設され、老朽化が進むとともに耐震性能が不足していることから、新庁舎とあわせて整備(移転)を計画しています。 新中崎分署の整備場所につきましては、管轄エリアや出動動線を踏まえ、都市計画審議会での審議を経て都市公園区域から削除された、かつて中崎遊園地の一部であった土地を予定しており、2023年3月の市議会総務常任委員会において、整備場所(建設予定地)を含む「新中崎分署棟建設基本計画」を報告し、基本計画の内容に基づき、今年度、基本設計業務を進めているところです。なお、新中崎分署の整備に当たっては、敷地内に一定の緑地を確保するほか、現存の樹木については、樹種や植樹の経緯を踏まえた上で、その一部を植え替えることなどについても検討を進めております。 市役所新庁舎につきましては、今年度中に実施設計を完了する予定としており、新庁舎の実施設計案や想定される建築工事費等について、適宜、お知らせしてまいります。 消防局総務課 政策局企画・調整室	消防局総務課/078-918-5270

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
68	令和5年8月	市民提案箱の意見及び回答を広報紙へ掲載することについて	市民提案箱の意見の要旨及び回答はホームページに掲載されていますが、同じ内容を広報紙へ掲載してください。すべての市民がホームページにアクセスできるわけではありません。デジタル情報弱者を取り残すことは、明石市が掲げる“だれひとり取り残さない社会の実現”とは異なります。広報紙1ページ増やすのに必要な費用を教えてください。市民参画条例では、市長等は、市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすい形で提供し、市民から提供された意見をホームページへ掲載するだけでは、その情報を市民と共有したことにはなりません。市長が広報紙1ページ分の費用を一方向的に不要と判断するのであれば、自治基本条例に定める自治の主体である市民にも要・不要の判断を求めてください。同項には市民は市政に関する情報を知る権利を有すると規定しています。この市政に関する情報には、市民提案箱の意見の要旨及び回答が当然含まれます。	市政に関する情報につきましては、いただきましたご意見にありますように、多くの市民と情報を共有することが重要と認識しています。ご指摘のように、広報紙への掲載による周知効果は高いと考えますが、掲載にあたっては多くの費用を要します。紙面の作成上、1ページ単位での追加ができず、4ページ単位での追加となり、現在の発行部数では約80万円の費用を要します。そのため、直ちに広報紙の活用は難しいと考えますが、市役所窓口や出先機関などでの紙ベースによる意見公表を検討いたします。	市民相談室/078-918-5050 シティセールス推進室 広報課/078-918-5001
69	令和5年8月	ラポス建て替えについて	明石市内でエッセンシャルワーカーとして働いています。度々集会等で利用していたラポスの市民広場ですが、耐震補強が基準以下となった為に利用不可となりました。ラポスの建て替えを望んでいます。仮に再建するとなると莫大な金額になるのも承知していますし、限られた予算の中で運営をしているのは重々理解していますが、ご検討願います。	明石商工会館(らぽす)の5階部分にあります市民ホールは、建物の耐震性能が判定指標値を下回ることが判明したため、2022年7月より利用を停止しています。建物の今後につきましては、現在、建物管理者等と調整しながら検討を行っているところで、ご理解いただけますようお願い致します。この度は貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。	文化・スポーツ室文化 振興担当/078-918-5607
70	令和5年9月	サンライフの部屋の件	サンライフ明石2階の図書室として使用されていた部屋は、机が2台あり、10人ほどは入れて、会議等にも使い勝手の良い部屋になっています。今は貸室として利用されていませんが、他の部屋と同様に貸出してもらいたい。その予定はありますか。	サンライフ明石の2階図書室につきましては、現在の規定では貸室としてご利用いただくことができません。頂きましたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきますので今後ともよろしくお願い申し上げます。	産業振興室産業政策課 /078-918-5098
71	令和5年9月	ホームページ管理の不備について	https://www.city.akashi.lg.jp/shimin_kenkou/iryuu_ka/kenko/kenko/kyukyu/annai.html 「公益財団法人 日本中毒情報センター」リンクが切れています。 https://www.city.akashi.lg.jp/shisetsu/shuyo/index.html 「主要施設」で明石市内の主要施設が載っていますが、「消防」には「現在、情報はありません。」と記載されています。この記載だと明石市内には「消防」に関する主要施設はないこととなります。「明石市消防局」を載せてほしいです。 ほか、15件についてホームページの不備あり。	市ホームページの掲載内容、リンク切れ等の修正につきまして、該当ページの所管課に対応を依頼しているところです。順次対応を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
72	令和5年10月	市への意見について	この市民提案箱ですが、明石市のホームページのどこにあるのかわかりづらく、トップページからアクセスできるようになると、なお良いのではと思いました。 また、このページからの投稿で要望のみの際は氏名等の記述が不要ですが、各課への意見からのフォームと、要望のみでも氏名等が必須になっているのは整合性が取れていないのではと思いました。 ご検討くださると幸いです。	市民提案箱につきましては、市民相談室の広聴制度よりアクセスいただけませんが、市ホームページトップの「ご意見募集」からもアクセスが可能です。 また、「市民提案箱」と「各課のお問い合わせフォーム」の氏名記述の取扱いにつきまして、市民提案箱は回答の要否が選択可能となっており、回答をご希望される場合、返答に連絡先が必要となることから、氏名等の入力を必須としております。 一方、各課のお問い合わせフォームにつきましては、問い合わせに対し、回答することを原則としていることから、氏名等の入力が必須となっております。 ご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。 要望・提案等の提出につきましては、市民提案箱をご利用ください。	市民相談室/078-918-5050
73	令和5年10月	戸籍窓口対応について	大久保市民センターに亡くなった母の全戸籍取得の為に伺いましたが、職員の方は、昔の役所の様な対応と必要な書類すら出してくださらず、また住民票に戸籍を載せて欲しいとお願いすると、亡くなっているにもかかわらず委任状が要りますと言われ、間違えているにもかかわらず私が間違えている様な対応でした。 また、市役所2階の窓口書類を取りに伺った際も、事前に話をしていたにもかかわらず、受付の人には伝わらない。戸籍担当職員の方や大久保市民センターの戸籍担当職員の人にどんなサービス教育をされているのでしょうか。報告、連絡、相談の情報共有はされているのでしょうか。対応の酷さを、職員の方に指摘すると、支払いで「はあ」と言われました。ただ市役所の他の部署の方のサービス対応は素晴らしかったです。 大久保市民センター、明石市市役所受付担当者の改善をお願いします。	この度は、戸籍証明書の取得に関し、お手を煩わせてしまい申し訳ございませんでした。 各種証明書の発行につきましては、適切な事務処理を心がけているところですが、今回いただきましたご意見を真摯に受け止め、申請内容を踏まえ、お客様が必要とする証明書をお渡しすることができるよう努めてまいります。これからも市民の皆さまの立場に立った丁寧な対応ができますよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 市民生活局大久保市民センター この度は、ご多用の中、窓口にお越しいただいているにもかかわらず、職員間の連絡の不備により、市民課窓口での対応でご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。 いただいたご意見を課内で情報共有するとともに、今後このようなことが無いよう職員間でしっかりと連絡をとって、迅速に対応できるよう努めてまいります。 繰り返しとなりますが、この度はご不快な思いをさせたことを深くお詫び申し上げます。 市民生活局市民市民課	大久保市民センター/078-918-5620 市民生活室市民課/078-918-5020
74	令和5年10月	失業者に対する国の扱いかたについて	ハローワーク明石で雇用保険の失業給付説明会に参加しました。その際、国が失業者をどのように考えているのか、理解に苦しみ憤りを感じましたので意見します。 プレゼンテーションの動画の一部に、失業者に対するきわめて威圧的な表現がある箇所がありました。「不正受給は必ず発見されます」と赤い文字が白い画面に大きく浮かび上がってきました。 あれでは失業者は罰金等を恐れるあまり萎縮してしまい、本当に給付が必要な失業者の方が不十分な申請をしてしまうことが考えられます。 市にこうした意見を言うのは場違いかと思いますが、意見させていただきます。	ハローワーク明石につきましては、市の機関ではございませんので、市から指導等を行うことはできませんが、この度いただきましたご意見を参考に、市としまして、より一層の市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
75	令和5年10月	ペーパー会社ではないでしょうか。	明石市和坂の不動産会社は実態のないペーパーカンパニーではないで しょうか。 弁護士を通して、株式会社が発行する重要書類が届き、現地に調べに 行ったところ、営業している実態もないようでした。管理仲介会社に確認し たところ、不動産販売業ではなく、個人が居住用に貸している、と証言が 得られました。腑に落ちませんので調べていただきたいです。	お問い合わせいただきました件につきまして、市ではそのような調査は行っ ておりません。 郵送された文書に心当たりがない、不信感があるなど、ご心配がございま したら弁護士相談をされてはいかがでしょうか。 明石市では、市民を対象としました無料弁護士相談を行っておりますが、神 戸市にお住いの方ですのでご利用いただくことができません。 神戸市におきましても、明石市と同様の無料弁護士相談を実施しておりま すので、一度、お問い合わせされてはいかがでしょうか。	市民相談室/078-918- 5050
76	令和5年10月	子育て支援、市民の命、差別解消、もっと良い町に	1. 市役所北の県道で、深夜に暴走族が大音響で複数台が走行していま す。マンションには乳幼児もおり、私たち住民も困っています。子育てのま ち、乳幼児に恐怖を与えてほしくありません。一市民が毎晩、警察にお願 いすることはできません。 2. 暴走少年はわざとゆっくりまたは止まって大音響をしつこく鳴らしま す。弱い立場の乳幼児や若いお母さんの苦悩が分かる共感できるやさし い大人になってほしいと願っています。人の嫌がること、困ることが面白 いと思うような自己中心的な人になってほしくはありません。 3. 暴走被害に苦悩している多くの方と話をすると、「暴走族の少年たち は被差別地域から来ている」という認識の方がいます。暴走行為が差別 をつくる原因になってしまっているのは、その地域の方への偏見と差別を つくることになるのは悲しいことです。 4. 信号無視もみたこともあり、前の車を煽るところもみました。事故があ れば少年も車の運転者も怪我をするのではないかと思います。自分もちろ ん相手の命や安全、健康を守れない人間になってほしくありません。 以上、警察の管轄かもしれませんが、市は子育て支援、青少年の健全育 成、差別解消、市民の命を守る、平和な明石をつくることに県・警察と協 力してもっといいまちにしていきたいと思っております。	この度、明石市役所周辺の深夜暴走行為による騒音被害についてのご意 見をいただきましたが、市に暴走行為を取り締まる権限はございません。 恐れ入りますが、警察にご相談くださいますようお願い申し上げます。 また、この度いただいたご意見につきましては、明石市からも兵庫県警察明 石警察署へお伝えしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 政策局市民相談室 根拠のない思いこみや無意識の偏見が差別を助長することにつながるこ とがあります。 こうしたことがないよう、引き続き人権教育と啓発に努めてまいります。 市民生活局市民協働推進室人権推進課	市民相談室/078-918- 5050 市民協働推進室人権推 進課/078-918-5024
77	令和5年10月	あかしソジトモ☆(ス ター)カンパニー制度 について	あかしソジトモ☆(スター)カンパニー制度について先日知り、大変良い試 みと感じた一方で、この制度の対象には所謂性風俗業は含まれているの かいないのかお尋ねしたく連絡しました。 承知の通り、性風俗業へのコロナ給付金は支給対象外で、法の下での平 等に反し、職業差別であることが指摘されている昨今、明石市の制度とし てどの様に制度設計されているのでしょうか。その背景にある理由につい てお尋ねします。	あかしソジトモスターカンパニーにつきましては、制度運用要領第4条におい て、登録要件を以下のとおり定めており、特に職種による制限は設けており ません。 (1)本制度の目的に賛同し本要領を順守する、市内に本店、支店、事業所 等の活動拠点を有し、市内で事業活動を行う、企業、公益法人、特定非営利 活動法人、個人商店、医療機関、教育機関(以下「企業等」という。)である こと。 (2)企業等が、従業員及び市民のSOGIEを尊重するための取組を行っている 又は今後行う予定があること。 (3)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6 号に規定 する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団 をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業等でないこと。 (4)明石市税の滞納がないこと。 (5)その他公序良俗に反する活動をしていないこと。 どうぞよろしくお願いいたします。	インクルーシブ推進室 /078-918-6037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
78	令和5年10月	性暴力をなくす運動	<p>女性に対する暴力をなくす運動というのを見聞きしたのですが、男性に対する同様の運動は市としてされているのでしょうか。</p> <p>もし、実施されていないのであれば、その理由をお聞かせください。</p> <p>きっと女性に対する性被害が男性と比べて多いことが契機だと思うのですが、ジャーニーズ事務所の性加害の報道にあるように、男性、男児への性暴力、セクハラが今も昔もあることはご承知のとおりです。</p> <p>あらゆる性別の性暴力をなくす運動が広がるのがすべてのひとにやさしい明石市になると思います。女性や男性の枠組みでくれないLGBTの人たちに対する暴力をなくす運動もされてみてはいかがでしょうか。前向きな返答を期待しています。</p>	<p>「女性に対する暴力をなくす運動」についてですが、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという考えのもと、内閣府をはじめとする各省庁が提唱しているものです。</p> <p>毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、周知に取り組んでいます。</p> <p>市町村は、内閣府からの協力要請を受け、この運動を推進しています。</p> <p>男性に対する同様の運動につきましては、昨今の課題を受け、内閣府において、性犯罪・性暴力の被害に遭った男性や男児及びその保護者のための臨時相談窓口が開設されたところです。</p> <p>(1)実施期間: 令和5年9月22日(金)～12月23日(土)※予定</p> <p>(2)ホットラインの種類・受付日時</p> <p>①男性のための性暴力ホットライン 電話番号: 0120-213-533 受付日時: 毎週土曜日19時～21時</p> <p>②男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン 電話番号: 0120-210-109 受付日時: 毎週金曜日・土曜日16時～21時</p> <p>この他にも、内閣府における以下の相談窓口では、年齢・性別を問わず相談を受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 全国共通番号「#8891」(はやくワンストップ) ・性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103」(ハートさん・警察) ・性暴力に関するSNS相談「Cure time」(キュアタイム) <p>本市においても、明石市ホームページにおいて上記相談窓口の周知・啓発を行っています。</p> <p>https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/kurashi/sodan/madoguchi/dv.html</p> <p>また、「明石市配偶者暴力相談支援センター」において性別等を問わずDV相談を実施するとともに、性的マイノリティの悩みに関する専門相談窓口として「明石にじいろ相談」を実施しています。</p> <p>男性や性的マイノリティからDV・暴力に関する相談を受けるなど、性別等を問わず暴力をなくすための対応を実施しているところです。</p> <p>今後も、性別などにかかわらず誰もがいきいきと生活できるよう、人権の尊重のための意識啓発や教育の充実に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	市民協働推進室男女共同参画課/078-918-5613

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
79	令和5年10月	パピオスあかしのエレベーターについて	パピオスあかしのエレベーターに優先表示してほしいです。最近「エレベーターでなければ移動が難しい人がいます」という厚生労働省のポスターのようなものが貼られましたが、個人的な体感としては効果はあまりないように思えます。相変わらず、若くて健康そうな人たちが多く利用し、ベビーカーや車椅子の方が待っている光景をよく目にします。都市部の主要駅のように、大きく「優先」と表示していただけませんか。役所や子育て支援のサービスが入ってる施設なので、福祉的な意味でも合理的配慮をお願いします。	ご指摘のありましたエレベーターについては、パピオスあかし管理組合法人が管理する施設であるため、同法人にご意見をお伝えしたところ、「本エレベーターはユニバーサルデザインに適合したものではありませんが、表示等についても他の複合施設や鉄道駅などを参考に、ベビーカーや車椅子ご利用者のみならず、ハンディキャップを持たれた方等にやさしい対応を進めていきます。貴重なご意見をありがとうございます。」との回答をいただいております。明石市としましても、誰もが利用しやすく安全・安心な公共施設の運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	あかし総合窓口/078-918-5645
80	令和5年10月	市役所の食堂について	市役所の食堂にいきました。お料理は安くおいしかったのですが、コロナ時のパーティションが残っており、圧迫感がありました。もうコロナも5類となり、インフルエンザと同等の扱いになったため、パーティションを外していただきたいです。	パーティションの撤去についてですが、いまだ多数のコロナウイルス感染者数が発表されている状況であり、また、最近インフルエンザウイルス感染者数も増加傾向にあることから、市としては、今しばらくはパーティションを設置しておくべきであると考えています。ご希望に沿うことができませんが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。	財務室管財担当/078-918-5008
81	令和5年11月	3年間の財政収支見通しの公表について(提案)	令和4年度一般会計決算では、実質単年度収支が7億2千万円の赤字になっています。一方、総務常任委員会に提出された明石市健全化推進計画の取り組み状況の総括を記載した資料においては、3つの基金の残高は、令和4年度末119億円、令和5年度末98億円(対前年度比較21億円の減少)が見込まれています。市民は、これらの数値から、令和5年度以降の一般会計の財政収支見直しに不安を感じています。そこで、本年度に限らず、毎年度、決算審査が終わった後、12月市議会の開催日までの間において、向こう3年度間の財政収支見直しを公表することを提案します。公表する項目は、一般会計の形式収支、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支並びに各基金の年度末残高です。	財政収支見通しの公表についてのご提案でございますが、正確な現状分析に基づいた中長期的な財政収支を見通すことは、健全かつ安定的な財政運営を継続していくための指針として重要なものと認識しております。また、財政の現況や見通しの公表を通じて、市民の皆様に行財政運営への理解を深めていただくことにつきましても今後の課題と捉えております。ご提案のありました財政収支見通しの公表につきましては、他都市の事例も参考にしながら、市民にとってわかりやすい手法を検討してまいります。	財務室財務担当/078-918-5011
82	令和5年11月	進捗状況の問い合わせ方法について	今月、明石市のホームページ『お問い合わせフォーム』や電話にて問い合わせました。一応の返答があり何かやっていると思いたいのですが、その後の進捗状況等については、その部署では回答出来ないとの事です。個人情報の管理もありますので、回答部署とか回答要望方法が決まっているのかも知れませんが、どの様にすれば、進捗状況が判るのでしょうか。	『問題のある建築物』について情報提供いただいたので、当該職員が現地確認し、必要に応じて指導しています。しかしながら、申し訳ありませんが、違反の有無を含め指導内容については個人情報となりますのでお答えできません。ご理解いただきますようお願い致します。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046
83	令和5年11月	ハローワーク明石建物前での営業・勧誘行為について	ハローワーク明石を訪れる際、3回に1回くらいの頻度で、スーツ姿の人たちから声をかけられることがあります。玄関前には「声かけをしている者はハローワークとは関係ありません」と掲示してあるのは存じていますが、口頭や掲示物などで「庁舎前で営業・勧誘等の行為はおこなわないでください」と注意もしくは規制していただくことはできないのでしょうか。可能ならもちろんやっていただきたいですし、難しいならその理由も知りたいです(庁舎の敷地内ではなく公道での行為だから市は関与できない、など)。	ハローワーク明石については市の機関ではございません。路上における迷惑行為等については兵庫県迷惑防止条例で規定されており、施設前での禁止事項等についても、条例を踏まえた施設での取り扱いがある可能性がありますので、申し訳ございませんが、ハローワーク明石に直接お問い合わせいただきますよう、よろしくお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
84	令和5年11月	街の活性化におけるご提案	東京から移住し、明石にてIT系の会社を起業したものです。明石という土地をえらく気に入ってしまい、自分を含めた移住者をはじめ、元々この土地に暮らしている人にとってさらに良い街づくりをしたいと考えているのですが、相談窓口がうまく見つけられず教えていただきたいです。相談をしたい項目は以下です。 ・「地域活性化」を目的としたものがあり、これを明石市と組んで何かできないかという相談がある ・子供を連れて行けるコワーキングスペースの設営 よろしく願いいたします。	ご提案にあります地域活性化につきましては、明石市においても、市民をはじめ、産業界、教育機関、金融機関など、さまざまな分野からの意見も取り入れながら施策を推進しています。相談窓口としましては、分野ごとの各担当課にご相談いただくこととなります。どのような取組をもとに地域活性を推進していくのか、もう少し詳しくご教示願いますでしょうか。また、コワーキングスペースにつきましては、市に明確な相談窓口はございませんが、就労・労働という観点から、産業政策課にご相談されてはいかがでしょうか。 URL=https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/shoukou_ka/index.html 内の「お問い合わせフォーム」から連絡をお願いします。	市民相談室/078-918-5050
85	令和5年12月	ふるさと納税のワンストップ申請書について	明石市にふるさと納税をさせていただきました。過去に全国津々浦々、ふるさと納税を行いました。他の自治体では返信用封筒は自治体負担のものしかなかったのに、明石市では切手を貼るようになっており驚きました。寄付してもらって、寄付金に比べると微々たる金額である切手代すら出すのが惜しいのか、という気持ちになりました。自分はオンラインで申請しましたが、中には対応できない情報弱者もおります。確かにワンストップ申請書は義務ではありませんが、控除を容易にさせてあげようという自治体の姿勢を見せてほしいと思います。明石市として、ふるさと納税を大事にされているのであれば、一考願います。	ふるさと納税には総務省が設けた経費率に関する基準があり、郵便料を含む事務手数料や返礼品の価格など、ふるさと納税業務に関するすべての経費が対象となっています。それらの基準を順守した上で、返礼品への還元率向上を最優先に考えると、切手のご負担をお願いせざるを得ない状況となっております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	シティセールス推進室 シティセールス課/078-918-5263
86	令和6年1月	JR西日本と大阪メトロの連絡定期券の発売範囲拡大を！	現在、明石市在住ですが、連絡定期券の発売範囲は舞子までとなっております。範囲外のため購入できません。モバイルICOCAを使用していますが、大阪メトロのIC定期券を上記の理由で別途持たざるを得ないことに大変不便を感じております。連絡定期券の範囲拡大を市から関係行政、各社に申し入れをお願いします。	お問合せを頂きました内容について、西日本旅客鉄道株式会社に確認しましたところ、次のとおり回答がございました。 【西日本旅客鉄道株式会社】 いつもJR西日本をご利用いただきましてありがとうございます。連絡定期券の発売範囲につきましては、関係各社と協議のうえ決定しております。今後、見直す予定は現在のところございませんが、いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。 以上のとおり、現時点で本件に係る具体的な見直し予定はないとのことですが、本市としましては、日々市民の方から寄せられるご意見等について随時交通事業者と共有を図り、今後も公共交通の利便性向上や利用促進について事業者と共に検討してまいります。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
87	令和6年1月	ホームページ管理の不備について	「兵庫県ホームページ、広域災害救急医療情報システム(お子さんの急病対応ガイドブック)の表紙」など、数多くのリンク切れがあります。以前にも意見しましたが、今回はリンク切れほか、ホームページの不備66箇所の指摘です。単なる「ホームページが間違いまくっている」という意見(指摘)ではなく、「間違いまくっていると指摘を受けても引き続き間違いまくっている。つまり編集体制が改善されていない。」	ホームページのリンク切れ等につきまして、ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。現在ホームページの総点検を各課に依頼し、順次、修正を行っているところでございます。ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
88	令和6年1月	イスラエルによるパレスチナへの虐殺・民族浄化について	イスラエルによるパレスチナへの虐殺・民族浄化が今もまだ続いており、これに即して日本の多くの自治体がイスラエルに対して停戦を求める声明と、日本政府に対してイスラエルとイスラエルを支持するアメリカ政府がパレスチナへの軍事攻撃を即刻停止するよう外交努力を続けることを求める声明を提出しています。 市もこれに続き、すべての人に人権の侵害されない生活が保障されるべきだと、声明を出してください。	イスラエル国防軍とパレスチナ武装勢力の武力衝突によって、イスラエルとパレスチナの双方に多くの犠牲者が出ている国際情勢を明石市も強く憂慮しています。 明石市は世界の恒久平和実現をめざす平和首長会議に加盟しております。このたびの武力衝突に対しても、8,300を超える平和首長会議の加盟都市と連携しつつ、国際平和実現のため、取り組みをすすめてまいりますのでご理解のほどよろしく願います。	市民協働推進室人権推進課/078-918-5024
89	令和6年1月	意見全文を載せる規定に変更してほしい	「市民提案箱をはじめ、各担当部署でお受けしたご意見・ご要望等の要旨と回答について、「要旨」ではなく「全文」を載せてほしいです。 私の意見ではありませんが、回答の意味合いがわかりにくいものがあります。 また、私の意見でホームページのリンク切れを指摘していますが、「要旨」では「リンク切れ箇所が非常に多い」がどのぐらいの多さなのか伝わりません。「どれぐらいリンク切れが多いかわかるように」が一番のポイントなので、せめて指摘数もしくは修正数ぐらいは載せてほしいです。 「意見全文のホームページ掲載につきましては、明石市法令遵守の推進等に関する条例 第35条第1項におきまして、要望・提案等の概要を公表するものと規定しております。」逆に言えば規定を変えれば意見全文が載せられるわけで、規定自体を変えてほしいです。 規定も変えようと思えば変えられるわけで、規定の変更を検討してほしいです。	いただきましたご意見全文のホームページ掲載につきましては、より多くの方に分かりやすくご覧いただくという観点から、長文になっているものについては要約させていただいております。検討した結果の規定になっておりますので、現在のところ変更の予定はございませんが、ご指摘の件数につきましては、数がわかるように掲載させていただきますので、ご理解いただきますよう、よろしく願います。	市民相談室/078-918-5050
90	令和6年1月	物価高騰	物価高騰対応支援給付金の7万を早く支給して下さい。	いただきましたご意見につきまして、1月15日より、給付対象となる世帯へお知らせを順次発送しております。 届いたお知らせをご覧いただき、ご不明な点がございましたら「明石市物価高騰対応支援給付金コールセンター」TEL 0570-068-011(平日9時～17時30分)までお問い合わせください。よろしく願います。	市民相談室/078-918-5050
91	令和6年1月	市所有車のホワイトマグネットシートについて	市の所有車には「明石市」と書かれています。 しかし、以前から気になっていたのですが、あかし保健所の駐車場などに停めてある車を見ると、わざわざホワイトのマグネットシートで、「明石市」の文字の所を隠している車が数多くあります。 シートで隠して業務をせず、市の誇りをもって業務をしていただくのが公務員ではないでしょうか。	ご指摘の通り、明石市と書かれた箇所にマグネットシートを張り付けている公用車が3台ありました。 あかし保健所の業務において、新型コロナウイルスを含む各種感染症の発症者をはじめ、難病患者、希死念慮者、ひきこもりの方などのご自宅を訪問する場合があります。市職員が個人宅を訪問した際にその方及びご家族への差別的取扱い(不当な差別、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為)を防止するため、市の訪問がわからないよう市名称を隠しています。 本来であれば、帰所後にマグネットシートを剥がすべきところではありますが、剥がすことを失念し張り付けられたままになっておりました。 今後、市名称を隠した場合は、帰所後に再表示するよう周知徹底いたします。	あかし保健所保健総務課/078-918-5414

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
92	令和6年1月	勤労福祉会館での飲酒について	<p>これまで勤労福祉会館の多目的ホールや第1講習室で『祝う会』などを仲間内でしてきた。しかし、昨年に『館内は全面アルコール禁止』と言われ、その後はアルコール抜きの飲食となった。</p> <p>これまで、市は1月4日に本来は飲食禁止の場所である体育館で新年交歓会を行っていたが、「アルコール全面禁止なのか」と問うと「市が考えるでしょう」との回答であった。</p> <p>しかし、1月1日に能登地震があつて甚大な被害が出ていて、経済3団体の新年会ではアルコールの提供無しなど祝賀ムードを自粛していたが、4日の新年交歓会では、鏡開きを行い、乾杯のみで終わらずアルコールを飲んでいる。</p> <p>私たち市民には、一方的にアルコール全面禁止としておきながら、市が行う新年交歓会では飲酒可能というのは到底容認出来ない。</p> <p>市としての明確なご回答をお願いします。</p>	<p>「新年交歓会」は、明石市、明石市議会、明石商工会議所の三者共催で、日頃の市政運営に広く尽力いただいている市内の企業や行政機関、団体の関係者等が年に1回、一堂に会し、日中の1時間のあいだに新年の挨拶を交わす場として開催しております。</p> <p>ご指摘のとおり、勤労福祉会館はコロナ禍においては、館内アルコール禁止とされておりますので、今後につきましては、いただいたご意見を参考に、新年交歓会の開催内容、開催場所について検討してまいります。</p>	市長室/078-918-5000
93	令和6年1月	水道局と下水道局	<p>水道の仕事をしています。</p> <p>明石市はなぜ水道局と下水道局が別の建物なのでしょう。</p> <p>本来、市役所内に併設するべきではないでしょうか。</p>	<p>下水道室は、市役所分庁舎と大久保浄化センターに分かれて執務を行っておりましたが、施設の有効利用と事務の効率化を目的として、平成26年10月に大久保浄化センターに組織を集約して事業を実施しているところです。</p> <p>何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	下水道室下水道総務課/078-934-9620
94	令和6年2月	採用試験における顔写真の項目について	<p>市の職員採用試験のエントリーを見ていますと、性別欄の項目は見当たらないものの、顔写真の項目は未だ見られますが、これは何故なのでしょう。</p> <p>周知のとおり顔写真の項目は、疾病などで外見にハンデのある人にとって心理的負担が大きいことは明かです。また、たとえ能力が同じ人が2人いても、人の見た目が九割という言葉にもあるように、顔写真から刷り込まれた印象により、能力が正確に判断されない可能性も多く指摘されているところです。</p> <p>市として何故今も顔写真の項目があるのか。またこの顔写真の項目は書類選考時の就職差別につながる事が多数指摘されている中で、その見解はあるのか、ないのかお尋ねしたいと思います。</p> <p>性別はもちろん、容姿によるアンコンシャスバイアスをなくすためには、選考の段階から変えていくことが急務ですので、市としてどうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>市の職員採用試験のエントリーシートについては、厚生労働省の示している公正な採用選考のための履歴書様式例の考え方に基づき、性別については記載を求めないこととしています。</p> <p>顔写真については、公平公正が厳格に求められる市の採用試験において不正防止の目的で本人確認書類として提出を求めています。本市採用試験の対面及びオンラインの試験では、エントリー時に提出いただいた写真をもとに本人確認を実施しております。</p> <p>また、顔写真が書類選考時の就職差別につながるのではないかとのご指摘については、本市採用試験のエントリー課題審査では、顔写真等の情報が選考に作用することのないように、エントリー入力された内容のうち採点対象となるエントリー課題部分を予め明示したうえで、採点対象の課題の内容についてのみ採点することとしております。</p> <p>この度は大変貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。今後も市民の皆さまからのご意見を参考に、公平公正な採用試験の実施に向け、試験のあり方を検討してまいり所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	職員室職員担当/078-918-5006
95	令和6年2月	旅立ちの丘 支払い方法について	<p>支払いが、その日に現金で支払ないといけないのは大変困ります。</p> <p>当日あわただしくしているのに、現金を持っているのは大変不便です。</p> <p>キャッシュレス決済を可能にしてほしいです。</p>	<p>お問い合わせいただきました、キャッシュレス決済の導入にあつては、業務全体の見直しを図り、効率化を実現する体制整備、業務フローの構築のほか、導入費用、決済手数料等、現金決済では発生しない新たな費用を要するため、これらを総合的に判断し、現在のところ導入に至っておりません。</p> <p>時代のニーズとしてキャッシュレス化の推進が高まる中、既存の収納手段に加えキャッシュレス決済への対応は非常に重要な課題だと認識しております。</p> <p>葬儀の際に急ぎ高額現金を準備しなければならない遺族の精神的負担の緩和に努めるため、サービス向上に向けた納付環境の整備を検討してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	環境室環境総務課/078-918-5029

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
96	令和6年2月	広報あかしポスティングについて	朝、通勤のため玄関を出たところでポスティングの方と出くわしたが、挨拶も無く不機嫌な感じで印象が悪かったです。我が家はポストが敷地内にあるので、挨拶も無く無愛想な感じで敷地に入っただけでも不審者にしか見えません。最低限のマナーの指導をお願いしたいです。	ポスティングをお願いしている、明石シルバー人材センターに頂いた意見を伝え、最低限のマナーを守って配達を行うように指導いたしました。ご理解賜りますよう、お願いいたします。	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001
97	令和6年2月	財政健康診断書の作成及び公表について	市民が市の財政について最も知りたいのは、財政の健康状態、病気の有無とこれらについての所見です。所見は本人が書くものではなく、他者が書くものです。そこで、公募市民(事業者を含む)、市議会議員、商工会議所会員、税理士会会員及び大学教員並びに兵庫県、神戸市、加古川市及び明石市において財政を担当していた元職員で構成する「健診チーム」を設置します。このような構成にするのは財政に関する高い専門性が求められるからです。チームは、健康診断項目を設定して、毎年度、各項目についてチェックして健康診断書に所見を記入します。市民にとって重要なのは、所見であって、各項目の解説や結果を知る必要はほとんどありません。また、不健康な状態への対策及び見つかった病気の治療方針を知りたいのです。令和6年度、市は財政白書の作成を公表していますが、作成目的や利用の基本方針を示していません。市民がほとんど目にするものない財政白書及び自己診断の良い結果のみを広報する財政白書を毎年度作成するのは無駄です。市の財政状況に関心がある市民は、インターネットで決算等の財政状況を知ることができます。決算資料をより分かりやすくするためには、説明文を充実させ、前3か年度の比較を記述すれば十分です。元来、決算資料は市民に対して財政情報を分かりやすく提供することを目的として作成されているのではなかったでしょうか。	令和6年度に取り組む予定の財政白書につきましては、本市の財政状況や財政運営上の課題を見える化し、市民や市議会のみならずと共有するために策定しようとするものです。また、持続可能な財政運営を掲げた財政健全化推進計画の計画期間が今年度をもって終了するため、財政白書では、同計画に掲載している今後の財政収支見通しや財政運営の目標・方針についても取りまとめていくこととしております。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	財務室財務担当/078-918-5011
98	令和6年2月	イスラエル軍によるパレスチナガザ地区侵襲について	パレスチナ市民の虐殺を行なっているイスラエルに即時停戦を求め、経済制裁を課すこと、イスラエルの一方的な主張によりパレスチナへ人道支援を行っているUNRWAへの資金拠出を停止した日本政府に資金拠出停止の撤回を求める署名など、市民の運動もたくさん行われています。イスラエル軍によって虐殺されているのは兵士のみでなく、多くが女性や子供達です。先日、神戸市でもこの件に関しての決議が出されましたが、明石市ではまだそのような動きはないように思います。子供を大切にしている明石市でもイスラエルによる虐殺をやめさせる、停戦を支持する決議を出すなど、なにか出来ることはないでしょうか。明石市民として、この件について市はどのように考えておられるのかも聞きたいです。	ご指摘のとおり、令和4年には明石市議会議員有志よりウクライナ侵襲に断固抗議する決議が市議会に提出され、可決がされています。一方で明石市としては世界の恒久平和実現をめざす平和首長会議に加盟しております。令和6年2月22日に平和首長会議は、ますます混迷を極める現下の国際情勢を踏まえ、イスラエル・パレスチナ情勢に強い憂慮と一日も早い停戦要求を示しつつ、対話による平和的解決に向けた外交努力と、核兵器のない平和な世界の実現に向けた具体的な行動へ歩みを進めることを訴える共同アピールを発出しました。この共同アピールは、国連の各国政府代表部(193か国)及び国連事務総長等に送付されています。これからも明石市は平和首長会議と連携しつつ、国際平和実現のため、取り組みをすすめてまいりますのでご理解のほどよろしくお願い致します。	市民協働推進室人権推進課/078-918-5024
99	令和6年3月	明石駅周辺でのフードドライブ回収場所の設置について	フードドライブに提供したい食品があっても、生活圏内に回収場所がなく、いつか持って行こうと思って賞味期限を切らしてしまいます。パピオスやアスピアの中など、明石駅周辺に回収場所を設置していただくと大変利用しやすく、他にも提供する人が増えるのではないかと思います。ご検討よろしくお願いたします。	現在、明石市のフードドライブ事業の取組としては、コープこうべ、イオン明石ショッピングセンター、ダイエーが実施しており、市としてはホームページでのPRなどを行っております。フードドライブの取組をされる明石駅周辺の店舗がございましたら、他店と同様にPR面での支援をしていきたいと考えておりますが、現在のところ市独自でフードドライブの拠点を設置する予定はございませんので、ご理解、ご協力賜りますようよろしくお願い致します。	環境室資源循環課 /078-918-5794

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
100	令和6年3月	是非見直しを	<p>学童の延長時間を見直してほしいです。共働き世帯は午後5時に合わないです。せめて、保育園同様に午後6時以降を延長としていただきたいです。</p> <p>また、物価高騰等の給付金は、低所得者だけではなく、明石市民平等に給付すべきだと思います。</p> <p>このままでは明石市民減る方向です。</p>	<p>午後5時以降が延長となることについてですが、明石市では児童の安全を考慮し、午後5時に集団下校を行っております。</p> <p>また、延長を利用していない児童との公平性を踏まえ、午後5時以降は延長利用料を徴収しております。</p> <p>ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>こども局こども育成室</p> <p>臨時特別給付金担当から「物価高騰等の給付金」について回答させていただきます。</p> <p>「物価高騰対応支援給付金」は、物価高騰の影響が大きい低所得世帯に対して給付金を支給するものです。</p> <p>給付金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用して支給しており、「住民税非課税世帯」及び「住民税均等割のみ課税世帯」が対象となっています。</p> <p>住民税所得割が課税されている世帯は上記給付金の対象となりませんが、令和6年度に所得税と住民税所得割における「定額減税(調整給付)」を実施することについて、通常国会で検討・審議されています。</p> <p>今後、国から示される制度の詳細が明らかとなり次第、広報させていただきますのでご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>福祉局生活支援室臨時特別給付金担当</p>	生活支援室臨時特別給付金担当/078-918-5643
101	令和6年3月	明石市給水課と下水道課について	<p>明石市は、なぜ水道部局は市役所にあり、下水道部局は大久保にあるのですか。水道業者からするととても不便です。</p> <p>他の各市町村では隣同士に課があり、連携されています。</p> <p>二度手間になるので、市役所に下水道部局を入れて欲しいです。</p>	<p>水道事業と下水道事業は安定的、効率的な事業運営等を図るため、組織の統合に向けた取組を進めており、窓口の一元化についても検討を行ってまいりますので、何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>	下水道室下水道総務課/078-934-9620
102	令和6年3月	クレカ扱い なぜ市立なのに、違うのですか	<p>先日市民病院を退院の時、いきなり高額な請求書を見てびっくりしました。何十数万円の持ち合わせなかったのですが、クレカが使えたため本当に助かりました。</p> <p>それで、疑問に思いました。先日、身内が「旅立ちの丘」を利用しましたが、同じ市立なのにどうしてこちらはクレカが使えないのでしょうか。</p>	<p>お問い合わせいただきました、市民病院との違いにつきましては、大きな要因として会計処理が異なりますので、斎場では利用できないといった状況が生じています。</p> <p>葬祭事業会計においては、クレジットカードが利用できるように進めていくことも可能ですが、現金でのお支払いでは必要のなかった、キャッシュレスシステムの導入費用や決済手数料の発生、また、指定管理者制度に係る協定内容の変更やマニュアル等が必要となることから、現在導入には至っておりません。</p> <p>しかしながら、時代のニーズとしてキャッシュレス化の推進が高まる中、既存の収納手段に加え、キャッシュレス決済への対応は非常に重要な課題だと認識しております。引き続き、市の関係部署とも連携しながら、キャッシュレス化に向けて検討してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	環境室環境総務課/078-918-5029

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
103	令和6年3月	全国のたこ焼きのルーツ	たこ焼き好きとしては、「たこ焼きの始まり」そのルーツが気になっていました。 明石だとの話は聞いていたが、昭和36年創文社刊行の『関西味覚地図』の神戸編に明石の木村書店の木村栄次さんがはっきりとそのルーツを書いておられるのを読みました。 Wikipedia にはたこ焼き発祥は、大阪の会津屋となっていますが、訂正が必要です。明石の碩学木村栄次さんの証言を私は信じたい。明石を「日本中のたこ焼きのルーツ地」だとはっきり宣言したらどうかと提案します。	明石焼(玉子焼)はたこ焼きのルーツと言われており、明石を代表するソウルフードとして、「明石のたからもの」にも選ばれています。市としても全国に向けて発信すべき明石の魅力の1つと考えており、2016年のB-1グランプリスペシャル大会ではゴールドグランプリを獲得したことを始め、明石で開催した2017年のB-1グランプリ西日本大会、2019年のB-1グランプリ全国大会においては、ホスト団体として数多くみなさんに楽しんでいただきました。令和3年度には文化庁より「100年フード」に認定されたほか、市内には約70店舗のお店があるといわれるなど、現在も多くの方々に愛されています。一般社団法人明石観光協会が発行している「明石焼物語 (https://www.yokoso-akashi.jp/sites/default/files/pdf_akashiyaki_2023.pdf) 」というパンフレットでは、これらの内容のほか、諸説ある中ではございますが、明石焼(玉子焼)がタコ焼きのルーツであることを掲載しております。今後とも様々な方法で明石と明石焼(玉子焼)のPRに努めていきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。	シティセールス推進室 シティセールス課/078-918-5263
104	令和6年3月	道路モニター担当者の対応	道路モニターをしている者です。 以前、危険箇所をメールにて報告致しましたが、私の通報が「道路モニターとしての範囲を超えている」とのメール返信を受けました。本当に危険と思い自治会長にも見てもらい、道路モニターさんなら市の方に通報するよう依頼を受けました。こんな事で良いのでしょうか。 メールを送信してきた担当者は何か事が有ったらどうするのでしょうか。その受けた屈辱なメールは今でも保存しています。もう二度と道路モニターなんかしない事にします。	通報いただいた内容につきましては、現地を確認し、現時点においては舗装が崩落するといった危険な状態ではないと判断しています。 また、市から自治会長様に、上記の内容をお伝え経過観察するようお願いしたところです。 「道路モニターとしての範囲を超えている」といった文言の記載に関しては、文書で回答ということもあり、強い表現であったことをお詫び申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034